

# 第1章 総 則

## 1 新潟県治山情報整理対策実施要領

制 定 平成14年3月18日

最終改正 令和4年3月29日

第1節 通 則

第2節 災害情報

第3節 危険地情報

第4節 地域防災情報

第5節 山地防災体制

第6節 山地災害防止キャンペーン

第7節 法区域指定

別記1 治山関係災害対応指針

別記2 治山防災ヘルパー取扱指針

別記3 山地災害予知システム整備指針

## 第1節 通 則

(目 的)

第1 この要領は、県が実施する治山情報整理対策（ソフト対策）について、別に定めるもののほか、基本事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この要領は、治山対策に関する情報（以下「治山情報」という。）のうち、「災害」、「危険地」、「地域防災」及び「法区域指定」等の防災情報を集積、分析し、その成果等の利活用を図る情報整理に適用する。

(基本方針)

第3 県は日頃から防災情報の整理に努め、有効な情報を積極的に市町村、関係機関及び地域住民等へ提供するなど、治山対策全般における普及啓発を図るものとする。

(用語の説明)

第4 この要領で使用する次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 災害情報：災害の発生又は発生の恐れがある場合の一切の情報をいう。
- (2) 危険地情報：山地災害危険地区及びなだれ危険箇所（以下「危険地」という。）に関する情報をいう。
- (3) 地域防災情報：新潟県治山防災ヘルパー（以下「治山ヘルパー」という。）や各種巡視員等の活動及び防災体制の整備に関する情報をいう。
- (4) 法区域指定：法令に基づく「保安林」及び「地すべり防止区域」の指定に関する一連の手続きをいう。

## 第2節 災害情報

（災害の対応等）

第1 災害対応等については、別記1「治山関係災害対応指針」によるものとする。

## 第3節 危険地情報

（周知の徹底）

第1 地域振興局農林振興部長、佐渡地域振興局農林水産振興部長及び新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「農林振興部長等」という。）は、地域の実態に応じて次の各号により、危険地情報の周知の促進及び徹底を図るものとする。

(1) 市町村地域防災計画書等への掲載

山地災害危険地区を確実に掲載するよう、市町村の指導に努めるものとする。

また、市町村が作成する土砂災害ハザードマップについても、山地災害危険地区の確実な掲載及び内容の拡充を図り、地域住民への配布の促進を指導する。

(2) 新潟県土砂災害警戒情報システムの活用

インターネットで公開している山地災害危険地区情報の有効活用により、市町村及び地域住民へ危険地の災害警戒情報の提供を推進する。

(3) 新潟県山地災害危険地区位置図等の活用

市町村に配布している新潟県山地災害危険地区位置図（GIS地図情報ソフト）の有効活用により、市町村との迅速な危険地情報の交換及び災害状況の把握を図り、地域住民へ危険地情報の提供を推進する。

また、土砂災害危険区域図（砂防課、農地建設課、治山課合同作成）の有効活用により、管内の関係地域機関（地域整備部、農林振興部農村整備課）との調整を図り、市町村への危険地情報の提供を推進する。

(4) パンフレット等の活用

山地災害危険地区等に関するパンフレット及び位置図等の有効活用により、市町村及び地域住民へ危険地情報等の提供を推進し、山地災害防止の指導に努めるものとする。

(20. 04. 01)

(6) その他

必要と認める周知対策とする。

## 第4節 地域防災情報

(情報収集等の強化)

第1 農林振興部長等は、県内における災害の多発とその特殊性から、的確で早急な対策を講じるため、地域に密着した情報収集の強化に努めるものとする。

(現地点検の強化)

第2 農林振興部長等は、必要に応じて現地点検を実施し、地域の現況把握に努めるものとする。

(相互連携の強化)

第3 農林振興部長等は、地域防災情報を円滑に収集及び伝達するため、関係機関等との一層緊密な連携を図るものとし、収集・伝達等の人的手段及び物的手段に関わらず、最大限の連携を図るよう努めるものとする。



(4) 山地災害予知施設の設置

別記3「山地災害予知システム整備指針」による整備とする。

(5) 市町村への支援

市町村が行う整備のうち、県が支援を進める次の整備とする。

a 地域防災リーダーの育成支援

集落単位の地域に密着した、きめ細かな防災情報の収集・伝達等の確保に貢献する地域防災リーダーの育成を支援する。

b 警戒・避難態勢の確立支援

① 警戒・避難命令等における雨量基準等の設定を支援する。

② 避難方法・避難場所の選定及び周知方法の設定を支援する。

## 第6節 山地災害防止キャンペーン

(実施方針)

第1 山地災害防止キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）は、山地災害の未然防止について、地域住民への周知徹底と注意喚起による防災意識の高揚を図るため、積極的に実施するものとする。

(実施期間)

第2 キャンペーンは、毎年5月20日から6月30日までの期間で実施するものとする。

(実施行事)

第3 農林振興部長等は、毎年度のキャンペーン開始前までに実施方針及び実施内容等について関係機関及び関係団体等と協議調整し、地域の実情に応じたキャンペーン行事の確実な実施に努めるものとする。

(実施報告)

第4 農林振興部長等は、期間中に実施した全てのキャンペーン行事について、次の内容をキャンペーン終了後、速やかに課長へ報告するものとする。

- (1) 行事名
- (2) 実施主体
- (3) 実施月日
- (4) 実施場所
- (5) 参加人数（団体数）
- (6) 行事内容等

## 第7節 法区域指定

### (法区域の指定)

第1 農林振興部長等は、防災情報の整理により保安林及び地すべり防止区域の指定が必要と判断される区域について、速やかに適切な法区域の指定手続きを行うものとする。

特に危険地にあつては、施設整備対策の円滑な実施に向けての条件整備を進めるため、積極的な法区域の指定促進に努めるものとする。

### (指定手続き等)

第2 法区域指定の方針及び手続き等は、次の各号によるものとする。

(1) 保安林：「新潟県保安林必携」による。

(2) 地すべり防止区域：「地すべり防止区域指定の手引き」による。

### (業務委託の実施)

第3 農林振興部長等は、指定手続きの迅速化を図るため、必要に応じて指定手続き等の一部を第三者に委託して行わせることができるものとする。この場合の事務手続きについては、別に定めるものとする。

### 附則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

## 1 目 的

本指針は、新潟県地域防災計画（以下、「県防災計画」という。）及び農林水産業被害報告要領（以下、「被害報告要領」という。）における、治山関係災害\*注1（以下、「災害」という。）の発生に伴う、被害情報の連絡及び災害復旧の対応等の適正化を図るため、その細部について定めるものとする。

\*注1：① 「治山関係災害」とは、被害報告要領「第3－（2）林業関係被害」中の林地被害（崩壊地被害、地すべり地被害）を包括する治山に関する全ての災害をいう。

② 「災害」とは、天然現象又は事故等により生じた山腹崩壊、土石流、溪岸浸食、地すべり及びなだれ等による林地荒廃被害並びに治山・地すべり防止施設等の施設被害をいう。

## 2 災害対応への体制整備

日ごろから防災体制の充実・強化、さらには防災意識の高揚に努めることとし、次の事項について整備を図るものとする。

### (1) 職員への周知

災害発生時において迅速な対応が図れるよう、機動的な体制を確立し、分担業務等について関係職員への周知徹底を図る。

### (2) 災害時対応系統図

① 夜間又は休日等の勤務時間外における指揮系統を確立するため、緊急連絡体制と登庁対応職員を確保した系統図を作成し、関係職員への周知徹底を図る。

なお、作成した系統図は、毎年度当初に治山課へ提出すること。

② 系統図の作成に当たっては、県防災計画（震災対策編）第3章第2節「職員の配備・招集」の配備基準（職員登庁基準）に基づく配備体制を適用し、別紙（参考）に準じて作成すること。

### (3) 関係機関等との連絡調整

市町村、関係機関及び応急対策への協力団体、会社等との連絡事項について、その内容等の確認と徹底を図る。

### (4) ボランティアとの調整

治山防災ヘルパー等のボランティアに対して、有効な活動内容及び情報連絡手段等の調整を図る。

### (5) 待機要員等の確保

① 地域機関は、次のア、イに該当する場合は自主的に判断し、待機要員等の確保を図る。

ア 気象庁から警報等の発表があった場合

イ 豪雨、台風、豪雪、気温上昇（下降）等に伴い、土砂災害、風浪災害、なだれ災害等が発生する恐れがある場合

② 特に災害の発生が危惧される場合には、治山課は地域機関に対して待機等を要請することができる。

③ 治山課は、本庁関係課からの情報や気象庁発表の気象情報等を総合的に判断し、災害の発生が危惧される場合及び①、②により地域機関が待機等を実施する場合には、待機等の体制を整備し情報収集にあたるものとする。

なお、本庁内に「情報連絡室」※注2が設置された場合には、情報連絡室及び関係各課と連絡調整を図るものとする。

※注2：「情報連絡室」とは、気象庁からの各種警報発令時に、防災局危機対策課内に本庁関係課で構成される早期情報収集を目的とした組織

### 3 災害発生時等の対応

災害発生時の対応については、次の事項に留意のうえ、別紙1「災害発生時の主要対応フロー」によるものとする。

#### (1) 災害発生情報の入手

市町村との連絡体制を整え、災害情報収集を行うとともに、必要に応じ緊急点検を実施し、災害情報を収集する。

災害情報の一元化を図るため、治山課は防災局危機対策課、土木部砂防課等庁内関係課、地域振興局にあつては、地域整備部等関係部に速やかに情報の提供を行うものとする。

#### (2) 被害状況の把握

災害発生情報から被害が確認された場合、災害報告様式(様式1)により治山課へ報告する。

記載内容は治山関係災害報告記載要領のとおり、災害箇所の報告・集計の方法及び内容等については、別表を基準として適確に対応するものとする。

#### (3) 緊急措置

被災箇所は必要に応じて、緊急措置を検討する。

緊急措置の内容については県防災計画（風水害等対策編、震災対策編）によるものとし、具体的には次の事項を措置する。

- ① 関係機関への連絡通報
- ② 警戒避難の助言と住民への周知徹底
- ③ 監視体制の確立と強化（監視機器の設置を含む）
- ④ 二次災害防止のための応急工事
- ⑤ 報道機関への対応

#### (4) 復旧対策

復旧対策は災害関連緊急治山等事業及び施設災害復旧事業等の国庫補助事業を積極的に活用する。また、再度の災害防止と民生安定のため早期の復旧整備に努めるものとし、原則として3年以内での完全復旧を目指す。

### 4 大規模災害発生時の対応

大災害発生時の初動体制及び危機管理対応については、「大規模災害等対応マニュアル」（別紙2「大規模災害等対応マニュアルの制定について」参照）によるものとする。

### 5 写真及び資料等収集・整理

時間的推移とともに、災害規模・状況等が判明できる写真及びデータ等を収集し整理するものとする。

なお、デジタルカメラ、電子メール等の積極的な活用により、被害の早期把握及び関係機関との情報共有化等が円滑に行えるよう留意するものとする。

#### 附則

- 1 この指針は、平成22年4月1日から施行する。

2 この指針は、令和06年11月12日から施行する。

(06.10.10)



治 第 882 号  
平成21年3月19日

地域振興局農林（水産）振興部長 様  
津川地区振興事務所長 様

治 山 課 長

大規模災害等対応マニュアルの制定について（通知）

治山課では、平成16年の豪雨水害、中越大震災、そして平成19年の中越沖地震の大災害に対して、その初動体制及び危機管理対応の重要性が強く認識されたことから、制定済みの「治山関係災害対応指針」を補強するため、別冊のとおり「大規模災害等対応マニュアル」を制定したので通知する。

なお、関係団体等への支援協力要請については現在協定の調整中であり、締結できしだい別途通知する。

記

- 1 配布部数 1部（各地域機関治山事業担当）
- 2 電子データ Xドライブ：防災係：「大規模災害等対応マニュアル」PDFデータ
- 3 参考資料 「大規模災害等対応マニュアル（治山編）」概要（別紙）を添付したので参考とされたい。

様式 1

緊急・詳細報告用

県通番	
災害通番	

県庁 ( 砂防課 治山課 農地建設課 ) ※送信したところを○で囲むこと  
 出先 ( ○○地域整備部 ○○農林(水産)振興部(林業) ○○農林振興部(農地) )

災害報告 ( ) (令和 年 月 日 時 現在) 第 報

ふりがな	にいがた				地区名		
発生場所	新潟 [ 都・道・府・県 ]	[ 市・郡 ]	[ 区・町・村 ]	大字			
発生日時	[ 不明・調査中・確認済 ]		令和 年 月 日 時 分				
気象状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	月 日 時～ 月 日 時	発生時までの日雨量			
	最大24時間雨量	mm/24hr	月 日 時～ 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	月 日 時～ 月 日 時	mm	mm	mm	
災害規模	融雪換算量						
	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	
	高さ	m	面積	m <sup>2</sup>	土砂量	m <sup>3</sup>	
移動状況	移動層厚	m		拡大の見込			
	保安対象人家戸数	戸	公共施設				
	最大時間移動量(時速)	m	年 月 日 時～ 時	観測地点			
	移動総量	m	年 月 日 時 分～ 時 分	観測地点			
危険箇所	近年の移動履歴	年 月 日 時～ 時		年 月 日 時			
	変状	き裂	陥没	隆起	湧水	末端の押出の有無	
	危険箇所	該当	種別	危険度	A・B・C		
被害状況	発生・被災			所管	[ 国土・林・農 ]		
	地すべり防止区域	指定	指定年	年	既設対策工の有無	所管 [ 国土・林・農 ]	
被害状況	人的被害	死者名	全壊・流出	戸	木造	戸	
	行方不明	名	半壊	戸	木造	戸	
	負傷者	名	一部破損	戸	木造	戸	
	非住家被害	戸					
	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)					
	公共土木	河川 ( 一級河川 )					
		河川構造物					
	施設被害	道路 (路線名: )	m		被林地	農地関係施設被害	
		通行規制					
		砂防・治山施設					
鉄道・橋梁等							
田 畑 水路 農道 橋梁							
ヶ所 ヶ所 ヶ所 ヶ所 ヶ所							
ha ha m m							
千円 千円 千円 千円 千円							
ため池 堤防 揚水機 頭首工 農地保全							
ヶ所 ヶ所 ヶ所 ヶ所 ヶ所							
千円 千円 千円 千円 千円							
森林の状況: 樹種 齢級							
その他							
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)							
応急対応 (緊急連絡体制・金額等) 【防災体制】							
災害対策基本法第5条の「自主防災組織」 [ ]							
避難訓練の実施 [ ]							
全体復旧対応 (事業名・事業年次・金額等) 防災無線等の配備 [ ]							
採択要件							
観測機器類設置状況 [ 有・無 ] 種類 ( ) 災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]							
警報器設置状況 [ 有・無 ] 種類 ( )							
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		土砂災害防止法 [警戒区域・特別警戒区域]			
	民有林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]		地すべり巡視員の配置			
	国有林	急傾斜地崩壊危険 (区域・箇所)		通報者 [巡視員・その他 ( )]			
	保安林(種類: 番号: )	その他 ( )					
報告者	① 所属	氏名	② 所属	氏名			

\*第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

座標 緯度 経度

# 治山関係災害報告記載要領

## 1. 報告の範囲

治山関係災害とは林地被害（崩壊地被害、地すべり地被害）を包括する、治山に関する全ての災害をいい、人家、公共施設等への被害の有無にかかわらず報告すること。また、災害とは、天然現象又は事故等により生じた山腹崩壊、土石流、溪岸浸食、地すべり、なだれ等による林地荒廃被害及び治山・地すべり施設等の施設被害をいう。

## 2. 報告事項

送付する資料は次のとおり。X ドライブ、FAX 等を利用して送付すること。

- ①緊急・詳細報告様式
- ②位置図・平面図・縦断図等
- ③写真
- ④その他（新聞記事、その他特記事項等）

※報告した事務所、課へ○印を記して送信すること。一度つけた○は消さないこと。

## 3. 報告時期

災害発生後現場に行く前に、治山課に災害発生箇所、災害の概要を電話報告すること。

災害発生直後、様式の全項目が記入できなくても速やかに報告すること。以降、各項目が判明次第に一報（速報）、二報、三報（確定報告）として報告し、変更がある場合は既報告内容の追加、修正を行うこと。

## 4. 各項目の記入方法

### （1）災害報告名

災害形態により「災害報告（○○○）」と記入する。

（新生山腹崩壊・拡大山腹崩壊・新生地すべり・拡大地すべり・土石流・溪岸浸食・なだれ・落石・風浪・その他）

### （2）場所

災害が発生した場所、地区名について記入する。災害発生場所は少なくとも大字まで記入する。

地区名については、地すべり防止区域もしくは危険区域の名称を確認の上記入し、区域以外の場合は大字名を記入すること。また、地区名には必ずふりがなをつける。

### (3) 災害発生時刻

災害が発生した時刻を正確に記入する。なお、正確な時刻が不明な場合には、○時頃、○時～○時、午前、午後等記入する。(正確な時刻が判明した時点で修正すること。)

### (4) 異常気象名

災害の原因(誘因)となった異常気象名を記入する。

(梅雨前線に伴う豪雨、台風に伴う豪雨、融雪、地震、風浪、落石、なだれ、その他)

### (5) 気象状況

気象状況は、近傍の雨量観測記録を記入する(近傍にない場合はインターネット等の利用も可能。「連続雨量」は、雨が降り始め(24時間以上無降雨期間がある時点)から災害が発生した時までの降雨量とする。

「最大24時間雨量」は、一連の降雨のうち最大の24時間雨量を記入する。

「最大時間雨量」は、一連降雨のうち最大の時間雨量を記入する。時間雨量の基準時は毎正時とする。

「観測所名」は、災害発生場所に一番近い観測所のデータを使用する。

### (6) 災害の規模

「幅」は、滑動した地すべり(崩壊)ブロック範囲の最大幅(地すべり移動方向と直交方向)を記入する。

「長さ」は、滑動した地すべり(崩壊)ブロック範囲の最大長(地すべり移動方向)を記入する。

「斜面勾配」は、地すべり(崩壊)頭部と末端部を結んだ地表面の平均勾配を記入する。

「移動層厚」は、平均的な値を想定することとするが、次のような記入方法でも可とする。約○m、○～○m、頭部○m・末端部○m、最大層厚○m

「拡大の見込み」は移動土塊の再移動が予想される場合や、隣接する上部もしくは側部斜面に亀裂等の変状が認められる場合、地すべり(崩壊)土塊が天然ダムを形成し決壊する恐れがある場合等被害の拡大が予想される場合には、有に○をすること。

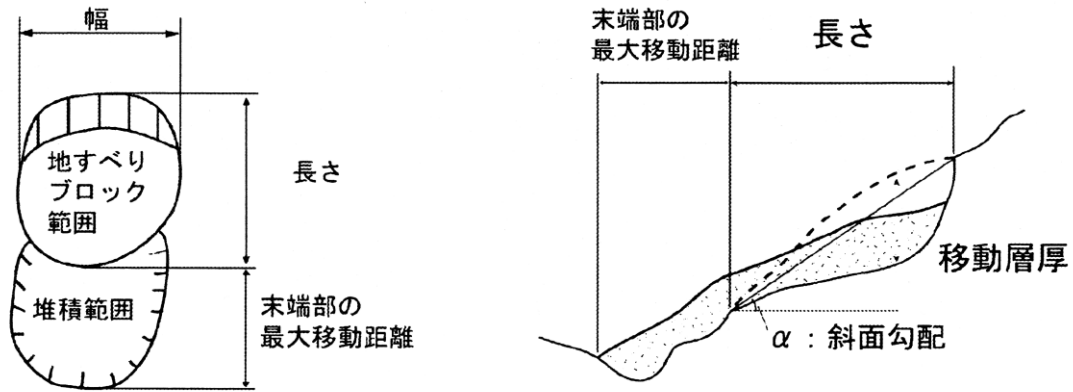
「高さ」は、末端部から頭部までの高さを記入。

「面積」は、「幅」×「長さ」

「土砂量」は、「幅」×「長さ」×「移動層厚」

「斜面の種類」は、自然斜面か人工斜面かのいずれかに○をすること。

「保全対象人家戸数」は、地すべり(崩壊)土塊がさらに移動、拡大した場合に被害の発生が想定される区域の戸数を記入する。山地災害危険箇所、地すべり防止区域指定時の想定を参考に、地すべりの拡大の可能性についても検討の上、想定される数字を記入する。公共施設については、「公共施設」欄に記入する。予測精度が高まり次第、逐次修正すること。



(7) 移動状況（地すべり災害のみ記入）

「最大時間移動量」「移動総量」は、伸縮計、抜き板等による観測結果等があれば記入する。移動速度にあわせて「m」もしくは「mm」を○で囲み、適切な単位を選択すること。また、観測地点については、平面図に記入した観測地点番号を記入すること。

近年の移動履歴がある場合には「近年の移動履歴」の有に○をし、年月日を記入すること。

「変状」は、き裂、陥没、隆起、湧水がある場合には有に○をする。

伸縮計等の設置位置、変状の確認された位置については、平面図に添付する。

(8) 危険箇所

危険箇所（山地災害危険地区）に該当する場合は「所管」及び種別、調査表の危険度及び発生危険度・被災危険度を記入する。

地すべり防止区域に指定されている場合は、指定年を記入すること。また、現在までに対策工が施工されている場合には、「既設対策工の有無」欄の有に○をする。

(9) 被害状況

人的被害について、死者数、行方不明者数、負傷者数を記入すること。人的被害がない場合には、「0」と記入する。調査中である場合は「調査中」と記入すること。途中段階であっても、死者数等が判明している場合は判明している数字を記入の上（調査中）と記入する。土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内での被災の場合はその他欄に詳細を記入する。また、被害者の年齢を列記する。

人家被害については、建物の全壊戸数、半壊戸数、一部破損戸数を記入する。記入方法は人的被害と同様にする。

人家の被害区分は次のとおりとする。「人家被害」の欄について、軽量鉄骨構造（プレハブ）、金属造は木造扱いとする。

全壊・・・住宅の損壊した部分の床面積がその住宅の延べ床面積の70%以上に達したもの、または住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上に達したものをいう。

半壊・・・損壊部分がその延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住宅の主要構造部の被害額が、その住宅の時価の20%以上50%未満のものをいう。  
一部損壊・・・住宅の主要構造部に被害があり、かつ「半壊」に満たないものをいう。

「非住家被害」は、人家以外の小屋等の被害戸数を記入する。

「宅地擁壁の被害」は、擁壁に被害があった宅地の戸数と被災した擁壁の構造を記入する。

「公共土木施設被害」は、鉄道、道路、上下水道、河川等公共施設名、砂防施設、治山施設についての被害を記入すると。(道路については路線名、交通規制状況を、河川については法河川の種類を記入する。)

「農地被害」は、被災した農地(田・畑)、農業施設の種類、面積、箇所数、被害額を記入すること。公共施設や災害弱者施設が被害を受けた場合には、施設名を記入する。

「林地被害」については被災した山林面積等を記入し、森林の状況は、被災箇所の主要樹種・齢級を記入する。

#### (10) 避難状況

災害発生箇所において避難がある場合には、集落名、避難の種類(勧告・指示・自主)世帯数と避難者数、避難場所、避難の時刻等を記入する。

#### (11) 応急対策

災害発生箇所において応急対策として実施した対策及び今後実施予定の対策を記入すること。具体的には、対策工、警戒避難等の概要、消防団・自衛隊等の出動状況等を記入する。既に講じた対策と今後実施予定の対策を明確に区別し記入すること。

また、災害対策本部を設置した場合については、災害対策本部の設置場所、設置時間について記入する。

応急対策を行う場合は、事業名、事業年次、応急対策費を記入する。

#### (12) 全体復旧対応

全体復旧対応欄には、事業名、事業年次、復旧額を記入し、復旧額は応急対策費も含めて記入する。

#### (13) 採択要件

事業を行う場合、県版治山必携を参照し採択要件を記入する。

#### (14) 関係法令指定等状況

関係法令の指定状況の有無について該当する項目に○をつけること。

保安林内で地すべり(崩壊)が発生した場合には、保安林種と整理番号を記入する。

被災地区内の地すべり巡視員の有無と通報者名(区長、治山防災ヘルパー、パトロール等)を記入する。

### 5. 平面図、断面図

平面図、断面図の図示範囲は、地すべり(崩壊)の発生した斜面の尾根から谷までを含む範囲とするが、長大な斜面の場合には地すべり(崩壊)発生域および移動土塊の堆積域を挟む遷急線、遷緩線等地形変

化点間での範囲に若干の余裕を加えた範囲とする。

一つの地すべり危険箇所、地すべり防止区域のうち、一部のブロックで地すべりが発生した場合には、地すべり全体の範囲を図示すること。

平面図は、極力大縮尺の地形図を用いること。平面図には、地すべり（崩壊）範囲、変状の位置、被災した建物及び人的被害の発生場所を図示すること。また、地すべり（崩壊）土塊が滑落した場合には、土砂の堆積範囲及び天然ダムの状況についても図示すること。

断面図には、地すべり（崩壊）発生前後の地表面、すべり面を図示すること。可能であれば地質構造についても図示すること。

発生した地すべり（崩壊）の幅、長さを図上に表示すること。

## 6. 座 標

地すべりの中心点付近の座標を記入する。（緯度経度の10進数値データ）

## 7. その他

紙面の制約から、様式に記述できない場合には、「別紙」と記入の上、別紙に添付すること。

様式内の各項目は空欄としないこと、「調査中」等記入できない旨、記入すること。

当該地すべりに関する新聞記事がある場合には別紙に添付すること。

## 治山関係災害状況報告

( 第 報 )

1 災害発生状況

( 年 月 日発生 災害)

林地被害		治山施設		計		人的被害		家屋被害		備考
箇所数	被害額 (千円)	箇所数	被害額 (千円)	箇所数	被害額 (千円)	死者	不明	全壊	半壊	

(注)人的被害、家屋被害及び主たる被害地域欄は、治山関係について記入

2 主たる被害区域

3 気象状況等

雨量等	最大24時間雨量	mm/日	(観測場所 )
	最大時間雨量	mm/h	(観測場所 )
	累積雨量	mm	(観測場所 )
	最大風速	m/秒	(観測場所 )

4 人的被害等の状況

(1)災害の概要

- ①災害発生日時
- ②災害発生場所
- ③災害の状況
- ④住民等の避難状況
- ⑤保安林等の指定状況 (山地災害危険地区、他所管等)
- ⑥関係報道記事等

(2)その他

- ①対応状況
- ②監視体制
- ③復旧体制
- ④添付図面



(参考様式2)

治 第            号  
令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究整備機構  
森林総合研究所 所長 様

新潟県農林水産部長

〇〇災害の発生に伴う担当官等の派遣について（依頼）

令和 年 月 日（ ）に発生した、当県〇〇市〇〇地内の〇〇災害は、現在〇〇〇〇により、既設対策工が被災を受けている状況であり、今後の〇〇〇〇の拡大により土砂が流出して、1級河川〇〇川の閉塞及び人家への被害が危惧されています。

つきましては、本災害の現状に適切な措置を講ずるため、森林総合研究所の研究官を派遣下さるようお願いいたします。

## 記

- 1 日 程
- 2 場 所

連絡先：新潟県農林水産部治山課  
技術管理・災害班  
〇〇 〇〇  
電 話：025-280-5330  
F A X：025-283-3841

(別表)

災害報告及び集計方法等の基準表

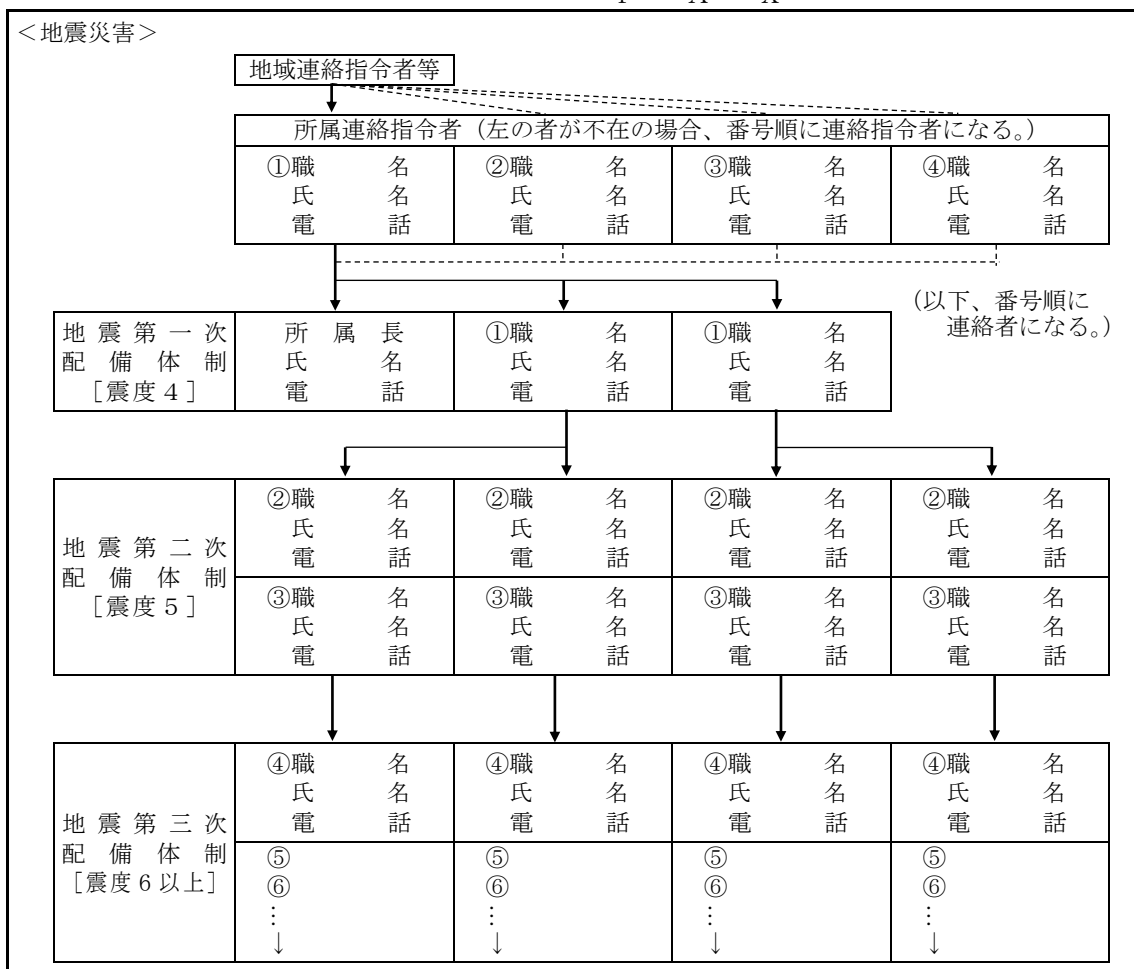
項目		報告・集計内容等				備考
		報告箇所	箇所計上	被害額	現年度復旧額	
災害報告	速報 (2報等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山関係事業の対応必要な箇所</li> <li>・治山関係事業の対応見込み箇所(他所管協議中及び自力復旧見込み等を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、1災害箇所につき1速報とする。</li> <li>・同一地内は字名に枝番を付し、各1箇所とする。</li> <li>・確定報告後の拡大災害についても、1箇所とする。</li> </ul> (融雪、梅雨、台風災等の時系列処理とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1災害箇所毎の治山関係事業の総復旧事業費とする。</li> <li>・確定報告後の拡大災害については、前回の確定分を差し引いた総復旧事業費とする。</li> </ul> (拡大分の復旧額のみを計上し、原則として前回確定分とは重複計上しない)	現年度対応する、治山関係事業の計画事業費とする。	至急対応
	確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山関係事業の対応必要な箇所</li> <li>・治山関係事業の対応協議中の箇所(他所管協議中のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山関係災害の確定箇所とする。</li> <li>・箇所毎に県通番処理とする。(治山課管理)</li> </ul>			
平成〇〇年 〇〇災害 「県被害集計」		上記、確定内容のみ集計	上記、確定内容のみ集計	上記、確定内容のみ集計	上記、確定内容のみ集計	被害報告要領に連動
〇年災 治山関係災害 [県確定集計] (12月31日現計)		治山関係事業実施済み又は対応決定箇所(他所管協議中も含む)	左記、報告箇所の箇所数のみ集計	左記、箇所計上の治山関係事業の総復旧事業費とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記、箇所計上の中で現年度対応する治山関係事業の計画事業費とする。</li> <li>・査定済み事業にあっては、現年度対応する決定事業費とする。</li> </ul>	林野庁報告
摘要				次年から復旧額として扱い、処理される。	復旧進度の根拠となる。	

(注) 治山関係事業とは、国補、県単の経常事業及び災害復旧事業等の全てをいう。(市町村営も含む)

系統図（参考）

災害時対応登庁職員（夜間・休日等の勤務時間外）

所 属 名 (平成 年 月 日作成)  
 TEL (直通) — —  
 (夜間) — —  
 携 帯 電 話 — —  
 F A X — —



<津波災害>  
 [津波注意報] : 配備体制不要（指定登庁職員は無し）  
 [津波警報] : 津波第二・三次配備体制は〈地震災害〉の 色塗り職員 とする。

<風水害等>  
 特に指示ある場合を除いて、〈地震災害〉の「第二次配備体制」とする。

<登庁・連絡体制について>  
 1. 連絡先不在の場合であっても、連絡系統は確保する。  
 2. テレビ・ラジオ等で災害報道を得た場合は、自主的に連絡を取り登庁する。

(注) 上記系統図は、県地域防災計画（震災対策編）第3章第2節-2「配備体制」の配備基準に応じて作成する。

## 治山防災ヘルパー取扱指針

### 1 目 的

この指針は、県が認定する新潟県治山防災ヘルパー（以下「治山ヘルパー」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとし、治山ヘルパーの認定及び活用における円滑化と適正化を図るものとする。

### 2 治山ヘルパーの定義

治山ヘルパーとは、ボランティア精神に基づく「自発的」「無償的」「公共的」活動を通じ、山地災害防止に貢献する者の内、一定以上の治山技術を持つ者を言う。

### 3 治山ヘルパーの活動内容

治山ヘルパーは次の活動を行うものとする。

- (1) 山地土砂災害及びなだれ災害（以下「山地災害等」という。）に関する情報収集及び提供を行う。
- (2) 山地災害等に関する治山ヘルパー相互の技術向上を図る。
- (3) 大規模な自然災害が発生した場合、二次災害防止のための治山対策を支援する。
- (4) 治山ヘルパーと他のボランティア団体との連携を図り、互助する。
- (5) その他、山地災害等の防止に役立つ活動全般とする。

### 4 治山ヘルパーと行政との関係

#### (1) 治山ヘルパーの対応

- ア 山地災害等に関する知識の一般の方への普及、啓発活動を行う。
- イ 山地災害等の前兆を確認し、危険度の状況判断と情報の収集、伝達活動を行う。
- ウ 山地災害危険箇所等の定期巡視への協力、山地防災キャンペーン行事等への参画活動を行う。

#### (1) 行政の対応

- ア 行政は治山ヘルパーに対し、治山対策に必要な支援要請を行う。
- イ 治山ヘルパー活動による連絡・報告等は、行政が内容を吟味し、責任をもってこれを活用する。
- ウ 行政は治山ヘルパーからの要請により、適宜の便宜供与を行う。

### 5 治山ヘルパーの対象者

治山ヘルパーは県内に在住する身体強健な者とし、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 過去に治山事業に携わっており、専門的な知識を有すると認められる者
- (2) 市町村職員で治山事業を十分に認識し、山地災害の危険性を判断出来ると認められる者
- (3) 林業関係団体の職員等で地域の山地災害に関する一定の認識を持ち、山地災害の危険性を判断出来ると認められる者
- (4) 地すべり巡視員及び森林保全推進員等の経験者
- (5) その他、山地災害に関する知見を有する者

## 6 治山ヘルパー対象者の選定

- (1) 知事は、関係市町村に対して治山ヘルパー対象者の選定を依頼するものとする。
- (2) 市町村長は、地域防災体制の整備を促進させるため、貴管内における治山ヘルパー対象者を選定し、推薦書（様式1）を所管する地域振興局長に提出するものとする。
- (3) 地域振興局長は、推薦書記載の治山ヘルパー対象者から意向を確認の上、申込書（様式2）を提出してもらうものとする。
- (4) 地域振興局長は、提出された申込書を農林水産部長に進達するものとする。

## 7 治山ヘルパーの認定等

- (1) 知事は、ボランティア精神に則り、本活動の趣旨に賛同する前項6の対象者の選定の内、県及び関係団体等が主催する技術講習会等を受講した者、もしくは受講者と同等以上の技術力を持つと判断される者に認定証（様式3）を交付する。
- (2) 知事は認定証を交付したときは、その旨を新潟県治山ボランティアセンターへ通知するものとする。
- (3) 知事は、治山ヘルパー認定者が治山ヘルパーとしてふさわしくない行為を行ったときは、その認定を取消することができる。

## 8 認定台帳の作成等

- (1) 知事は、治山ヘルパーを認定したときは、治山防災ヘルパー認定台帳（様式4、以下「認定台帳」という。）を作成し、整備するものとする。
- (2) 知事は、作成・整備した認定台帳の写しを関係市町村等へ配布するものとする。

## 9 任期及び再認定等

- (1) 治山ヘルパーの任期は、認定の日の属する年度から5年間とする。
- (2) 治山ヘルパーは、任期を更新する場合は任期終了1ヶ月前までに届出書（様式5）を地域振興局長に提出するものとする。

- (3) 治山ヘルパーは、任期終了以前であっても、任期を終了させたい場合は届出書（様式5）を地域振興局長に提出するものとする。
- (4) 治山ヘルパーは、次の事項が生じたときは、速やかに地域振興局長へ届出書（様式5）を提出するものとする。
  - ① 住所、氏名又は連絡先に変更があった場合
  - ② 認定証等を亡失又は損傷した場合
- (5) 地域振興局長は治山ヘルパーから届出書の提出を受けたときは、速やかに知事に報告するものとする。
- (6) 知事は、任期更新又は再交付の報告を受けたときは、認定証を再交付するものとする。

## 10 活動の範囲

知事は、治山ヘルパーに対して、活動地区の範囲及び方法等について調整するものとする。

## 11 治山ヘルパーの表示

治山ヘルパーとしての活動を行う場合には、知事が交付する身分証明書（様式6）を携帯し、貸与する腕章（別記仕様）及びヘルメットを着用しなければならない。

## 12 講習会等の開催

- (1) 知事は、前項7の規定に基づく、治山ヘルパーの認定に必要な講習会や現地研修会等を実施するものとする。
- (2) 知事は、治山ヘルパーに対して、一定の知識や技術の向上を図るため、講習会や研修会等を実施するものとする。
- (3) 知事は、講習会や研修会等の一部を新潟県治山ボランティアセンター及び新潟県治山林道協会に委託できるものとする。

## 13 保険の加入

知事は、治山ヘルパーの活動に対して、ボランティア保険に加入するものとし、加入後は速やかに治山ヘルパーへ通知するものとする。

様式 1

平成 年 月 日

新潟県知事 様

市町村長

### 新潟県治山防災ヘルパー推薦書

平成 年 月 日付けで依頼のありました標記について、下記の者を新潟県治山防災ヘルパーに推薦します。

#### 記

氏名	現住所	所属区分	年齢	認定講習会の受講要否	備考

**\*記載注意**

所属区分欄は、①治山事業経験者、②市町村職員、③林業関係団体職員、④地すべり巡視員、⑤森林保全推進員、⑥その他の該当番号を記入（複数可）すること。

## 新潟県治山防災ヘルパー認定申込書

新潟県治山防災ヘルパーの認定を受けたく申し込みます。

氏 名		生年月日	昭和 平成	年齢	
現住所	〒 TEL ( )				
連絡先	〒 TEL ( )				
所属	治山事業経験者・市町村職員・林業関係団体職員・森林保全推進員 地すべり巡視員 その他 ( )				
希望する活動範囲					
山地災害に関する特筆事項					

平成 年 月 日

新潟県知事 様

## \*記載注意

- 1 連絡先欄は、現住所では連絡がとれない人に限って勤務先等を記載してください。
- 2 所属欄は、該当項目を○で囲み(複数可)、その他については( )内に区長、消防団員、森林所有者、地元住民等を記載してください。
- 3 希望する活動範囲欄は、県内全域、市町村単位、地区(大字)単位等で活動できる範囲を記載してください。
- 4 山地災害に関する特筆事項欄は、経験した災害名、携わった災害名や申込者が持ち合わせている専門分野等を記載してください。

第 号

## 治山防災ヘルパー認定証

住 所

氏 名

新潟県治山防災ヘルパーとして認定します。

平成 年 月 日

新潟県知事

印

様式 4

新潟県治山防災ヘルパー認定台帳

認定番号	第 ー ー 号		
認定年月日	平成 年 月 日		
(フリガナ) 氏 名	生年月日	S H	年 月 日
現住所	〒  TEL ( )		
連絡先	〒  TEL ( )		
所属			
認定期間	初回時	平成 年 月 日まで	
	第1回延長	平成 年 月 日まで	
	第2回延長	平成 年 月 日まで	
	第3回延長	平成 年 月 日まで	
	第4回延長	平成 年 月 日まで	
活動範囲			
備考			

様式 5

新潟県治山防災ヘルパー  
[任期延長、任期終了、登録変更、再交付] 届出書

平成 年 月 日

新潟県知事

氏名

新潟県治山防災ヘルパーにおける、下記内容について届出ます。

記

番号	項目	内 容
1	任期の延長	延長期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで延長したい。
2	任期の終了	終了年月日 平成 年 月 日をもって終了としたい。
3	登録事項 の変更	変更内容
4	認定証の 再交付	亡失（損傷）の理由

\*該当番号を○で囲み、必要事項を記載してください。

## 身分証明書

(表面)

第 ー ー 号
治山防災ヘルパー認定証明書
〇〇〇〇殿
上記の者は治山ボランティア活動を行う新潟県治山防災ヘルパーであることを証する。
平成 年 月 日
新潟県知事 印

(裏面)

<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証明書は治山防災ヘルパーとして活動する際に携帯し、必要な場合は呈示しなければならない。</li><li>2 本証明書は取扱いを慎重にし、これを他人に貸与してはならない。</li><li>3 本証明書の有効期間は発行の日より5年とする。</li><li>4 住所、氏名、連絡先に変更があった場合は、直ちに所管の県林業事務所へ届出ること。</li><li>5 再交付を希望する時には有効期間1ヶ月前までに所管の県林業事務所へ届出ること。</li></ol>
---

備考 大きさは縦6cm×横9cmとし、両面ラミネート加工とする。

別記仕様

## 腕章

新潟県 治山防災ヘルパー
-----------------

備考 1 大きさは縦9.5cm×横38cmとする。  
2 地色は緑とし、文字は白色とする。

[別記3]

## 山地災害予知システム整備指針

### 1 目的

本指針は、山地に起因する「崩壊」、「土石流」、「地すべり」、「なだれ」等の災害を未然に防止するため、災害の事前予測や警報の発信を目的として県が設置する山地災害予知自動観測システム（以下「予知システム」という。）について、適正な整備促進を図るため必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用範囲

本指針に基づく予知システムは、地域性及び属地性に重点を置いたユニット流域を単位とする山地防災体制整備（警戒避難体制整備）の確立を図る場合に適用する。

\*注1：ユニット流域とは、具体的な工事計画の単位であり、数百ha以下の流域である。

\*注2：中～大流域や市町村単位でネットワーク化する予知システム体制とは異なるものである。

### 3 予知システムの構成

本指針における予知システムの施設内容は、現地の観測情報を即時に送・受信できる一連の施設をいい、次の各号により構成するものとする。

#### (1) 計測器

現地の観測計器（雨量計、水位計、傾斜計、伸縮計等）とする。

#### (2) 観測局

計測器の観測情報を送信できる施設とし、スキャナー、コンピューター（蓄積用）、電源装置、無線機、モデム等の機器及び局舎とする。

#### (3) 監視局

観測局の制御と観測情報を受信できる施設とし、コンピューター（監視用）、モデム等の機器とする。

#### (5) 伝送路

計測器～観測局～監視局を結ぶ回線（有線、無線）及び中継局とする。

### 4 整備対象地区の選定

地域振興局農林振興部長、佐渡地域振興局農林水産振興部長及び新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「農林振興部長等」という。）は、管内の山地災害危険地区が存する市街地又は集落

（人家10戸以上）の一定区域（ユニット流域規模）で、現に多大な被害を受けた地区又は受ける恐れのある地区を整備対象地区として選定する。

\*注3：国の調査要領に基づき、県が「山地災害危険地区」又は「なだれ危険箇所」として既に公表した地区とする。

\*注4：要配慮者利用施設も同様とみなすものとする。

\*注5：該当する危険地区がa1（山地災害危険地区）又はa（なだれ危険箇所）の危険度ランク

(被災危険度ランク及び総合判定ランクと異なる) とする。

\*注6：当分の間、治山工事の既着手地区（概成、未成）に限定し、未着手地区は含まないものとする。

## 5 整備実施地区の決定

農林振興部長等は、前項の整備対象地区が存する管内市町村等の関係機関に対して予知システムの設置と運用の事前調査を行い、次の各号の全てに該当する地区を実施地区に決定する。

- (1) 市町村から県営治山事業施行申請の提出が確実と見込まれる地区。
- (2) 市町村の協力において、施設設置場所の確保の見込みが確実な地区。

なお、監視局にあっては、原則として市町村役場内への設置が可能な地区とする。

- (3) 管理運用等について市町村等の関係機関と、<sup>\*注7</sup>協定の締結が確実な地区。

\*注7：関係機関とは、国や県（他部局）及び公団等の公的機関を含むものとする。

## 6 協議調整事項

農林振興部長等は、管内の整備実施地区が決定したら、速やかに治山課長と施行年度及び実施事業等について協議調整を行なうものとする。

## 7 施設構成の選定等

予知システムにおける施設構成の選定等は、整備実施地区の実態に応じて次により決定するものとする。

- (1) 最も効果的な施設の組合せと設置場所を検討する。
- (2) 専門コンサル会社等の調査成果により検討する。

## 8 実施事業

予知システムを設置できる事業は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助治山事業：復旧治山、地すべり防止、緊急予防治山
- (2) 交付金事業：予防治山、地域防災対策総合治山、山地災害総合減災対策総合治山
- (2) 緑と水の総合治山事業：森林機能保全整備（地域防災対策）

## 9 管理運用等

管理運用等の内容については、別紙「協定書（例）」によるものとする。

## 10 その他

- (1) 設計積算及び費目等については、施設の構成内容によるものとし、別途協議するものとする。
- (2) 予知システムの施設内容は、治山台帳に必ず記載すること。

[参考資料]

山地災害予知自動観測システム概念図（別紙）

別紙

## 山地災害予知システムの管理運用に関する協定書（例）

新潟県〇〇地域振興局長（以下「甲」という。）と〇〇〇市（町村）長（以下「乙」という。）は、甲が施行した治山事業（細目：〇〇〇〇事業）により完成した山地災害予知自動観測システム（以下「予知システム」）の適正な管理運用について、次のとおり協定する。

（施設）

第1条 甲が施行した〇〇〇市郡〇〇町村大字〇〇地内に設置した予知システムは、次表並びに別図に示す施設で構成される。

種別	名称	設置場所
計測器	雨量計 他	
観測局	〇〇観測局	
監視局	〇〇監視局	
伝送路	〇〇回線	
	〇〇中継局	

（運用業務）

第2条 乙は、予知システムの運用業務を総括するものとし、予知システムの運用に係る経費を負担するものとする。

2 乙は、予知システムの運用に際して、当該地区の山地災害防止のための警戒避難基準を設定するものとし、住民への通告等は市（町村）長の判断とする。

（維持管理）

第3条 甲は、予知システムを常に良好な状態に保持するため維持管理を行うものとする。

2 乙は、甲が行う維持管理に協力するものとし、協力に要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、予知システムの異常を発見したときは、直ちに甲に連絡するものとする。

4 甲は予知システムの異常を確認したときは、復旧方針について乙と協議し、早期復旧を図るものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から7年間とする。

ただし、協定終了時に甲乙ともに異議がない場合は、さらに3年間の自動継続とする。

(疑義の解決)

第5条 この協定に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

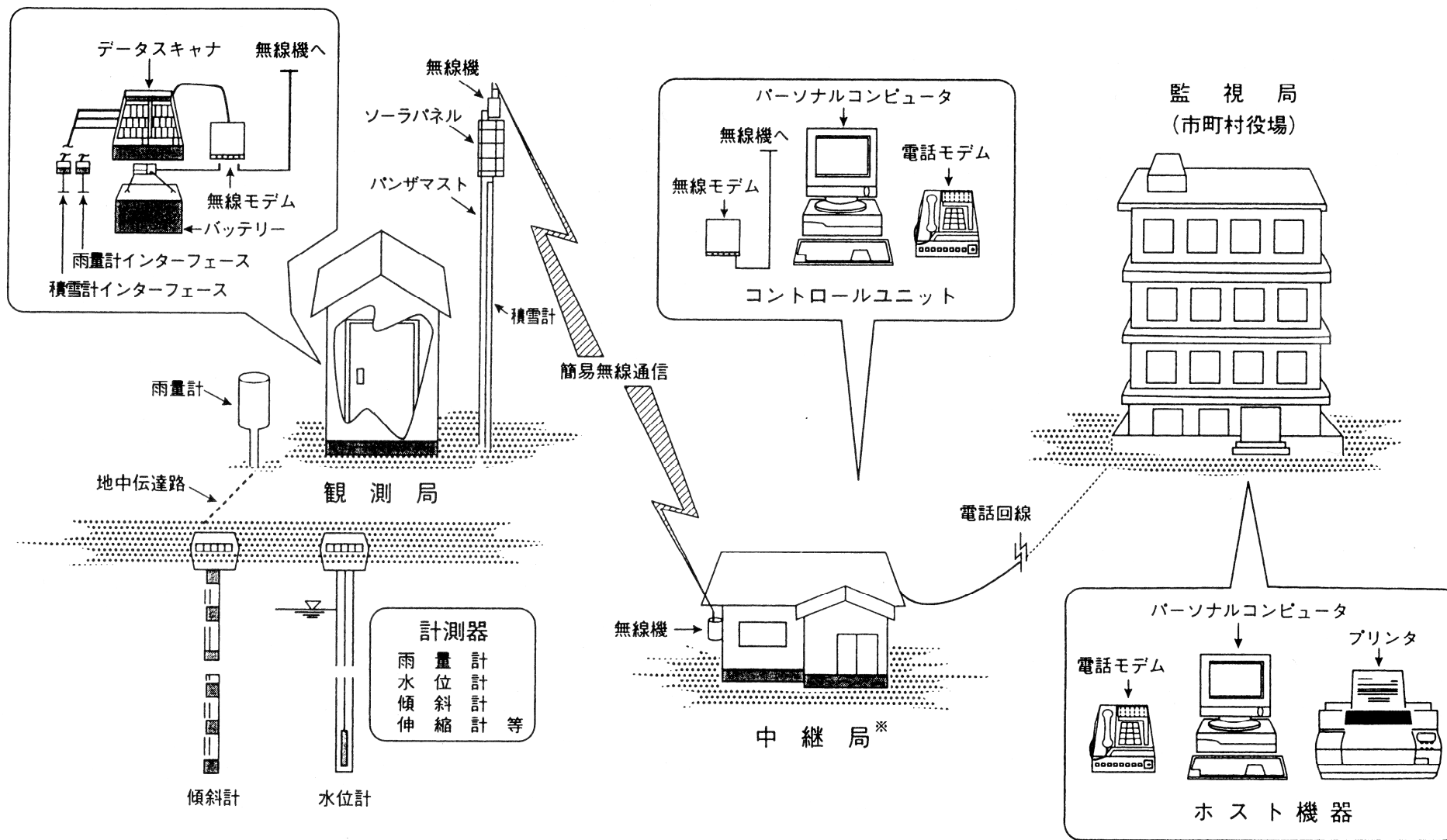
以上の協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 新潟県〇〇地域振興局長 印

(乙) 〇〇〇市(町村)長 印

### 山地災害予知自動観測システム概念図



※中継局は、観測局と監視局の間で障害物のある場合や、伝送距離が長い場合に設置する。

## 2 関 連 通 知

### 市町村等から山地災害等の情報を入手した時点における 治山課への災害発生通報の徹底について（通知）

平成18年6月15日 事務連絡  
地域振興局農林振興部長等 あて  
治山課長

治山に係る山地災害等が発生した場合は、「治山関係災害対応指針」に基づき FAX 等により報告されているところです。関係機関との速やかな情報共有を図るため、人的被害等が発生した災害や規模が比較的大きいと思われる災害及びマスコミ報道が予想される災害については、市町村等から災害発生情報が入った時点(現地調査出発前)で治山課へ知り得た情報を同指針に基づき発生通報するよう徹底願います。

## 災害報告における報告事項の追加について

平成18年8月28日 事務連絡  
地域振興局農林振興部  
森林施設課等治山担当課長代理 あて  
治山課防災係長

県内で発生した治山関係災害は、県で取りまとめて林野庁へ報告していますが、林野庁より報告事項の追加指示がありましたので、今後報告する災害報告においては、下記事項についても報告してください。

### 記

#### 1 追加報告内容（いずれも保全対象となる集落に関して）

- (1) 災害対策基本法第5条に基づく「自主防災組織」の有無
- (2) 避難訓練の実施の有無
- (3) 防災無線等の配備の有無

#### 2 報告方法

災害報告の「その他」欄に記載する。

なお、第1報時に判明しない場合は空欄でも良いが、確定報告時までには報告する。

#### 3 その他

- (1) 災害報告様式は他部局と共通のため、変更しません。
- (2) 気象状況についても報告を要するため、必ず記載すること。

(参考)

## 山地災害にかかる被害報告について

平成18年8月21日 事務連絡  
各都道府県治山担当課長 あて  
林野庁治山課山地災害対策室長

このことについて、これまで「山地災害にかかる被害報告について」（平成12年4月26日付け事務連絡）により対応してきたところですが、今後における治山関係被害状況の報告については、本事務連絡に基づき対応することとし、その報告様式は別紙のとおりとしますので、災害発生の都度、ファクシミリ、電子メール等により報告願います。

なお、確定報告も同様式とします。

# 第2章 地すべり情報

## 1 新潟県地すべり連絡協議会設置要綱

昭和44年9月22日 砂第432号  
平成19年9月1日 最終改正

### 新潟県地すべり〇〇地区連絡協議会の設置について

このたび、地すべり防止対策について、関係各部課相互の連絡調整について万全を図るため、新潟県地すべり連絡協議会を別紙要綱により本庁に設置いたしますが、各地すべり地区においても支庁ならびに関係出先機関相互の連絡調整を図るため地区協議会を設置することになりました。つきましては便宜別紙新潟県地すべり〇〇地区連絡協議会設置要綱を作成送付いたしましたので、この要綱をもとに各地区の支庁ならびに関係出先機関相互で協議のうえ設置されるよう通知します。なお、各地区協議会の設置につきましては支庁の設置されている地区については支庁長、その他の地区については土木事務所長が中心となり、設置について何分の配慮をお願いします。

### 新潟県地すべり連絡協議会設置要綱

〔昭和44年9月22日制定〕  
〔平成19年9月1日最終改正〕

#### (設置)

- 第1 新潟県における地すべり対策についての調査、計画、工事、管理、その他の事務について関係部課の連絡調整を図るため、新潟県地すべり連絡協議会（以下「協議会」という。）、新潟県地すべり地区連絡協議会（以下「地区協議会」という）を設置する。
- 2 地区協議会の所管は別表「新潟県地すべり地区連絡協議会所管区域表」による。

#### (組織)

- 第2 協議会は委員4名で組織し、委員には防災局長、農林水産部長、農地部長、土木部長をあてる。
- 2 協議会には委員長1名をおき、その選任は各委員の互選による。
- 3 地区協議会の組織、その他必要な事項は、本要綱に準じて地区協議会が別に定める。

#### (会議)

- 第3 協議会は、地すべり対策の基本方針を決定するため、必要の都度開催する。
- 2 委員長は、協議会を開催しようとするときは、原則として5日前までに協議事項、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(幹事及び幹事会)

第4 協議会は委員に必要な資料の収集と軽易な事項について、関係部課の連絡調整を図るため幹事会を置く。

2 幹事会に幹事若干名を置く。幹事には防災局危機管理課長、農林水産部治山課長、農地部農地計画課長、農地建設課長、土木部砂防課長及び委員長の指名した関係課長をあてる。

3 幹事会は、必要な都度各幹事から申し出により開催する。

(幹事の出席)

第5 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に幹事を出席させ説明および資料の提出をもとめることができる。

(連絡員)

第6 幹事会に連絡員若干名を置く。

2 連絡員は、各幹事が所属の課員のうちから指名する。

3 連絡員は、各幹事の指揮をうけ必要な事務を処理する。

(会 費)

第7 この協議会に要する経費は、関係部課が負担する。

(事務局)

第8 協議会の庶務は土木部砂防課において処理する。

(補 則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、協議会が別に定める。

(別 表)

新潟県地すべり地区連絡協議会所管区域表

地区協議会名	所 管 区 域
村 上地区連絡協議会	村上市、岩船郡
新発田	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
新 津	新潟市（のうち旧新津市、中蒲原郡小須戸町）、五泉市
津 川	阿賀町
三 条	三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦町
長 岡	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町、川口町
魚 沼	魚沼市
十日町	十日町市、津南町
南魚沼	南魚沼市、湯沢町
柏 崎	柏崎市、刈羽村
上 越	上越市、妙高市
糸魚川	糸魚川市
佐 渡	佐渡市
巻	新潟市（旧新津市、中蒲原郡小須戸町を除く）

※2 以上の市町村で構成される郡については、郡名を表記。

〔例 示〕

## 新潟県地すべり〇〇地区連絡協議会設置要綱

(目 的)

第1 この要綱は、地すべり対策の調査、計画、工事、管理、その他の事務について地すべり地域の農林、農地、土木の関係部課の地域機関相互間の連絡調整を図ることを目的とする。

(〇〇地区協議会)

第2 第1の目的を達成するため新潟県地すべり〇〇地区連絡協議会（以下「〇〇地区協議会」という。）を設置する。

(所管区域)

第3 〇〇地区協議会の所管区域は新潟県地すべり連絡協議会設置要綱別表「新潟県地すべり地区連絡協議会所管区域表」（以下「所管区域表」という。）による。

(構 成)

第4 〇〇地区協議会は所管区域に所在する県の地域振興局関係部（上越地域振興局妙高砂防事務所を含む。）、地区振興事務所の長を委員として構成する。

2 〇〇地区協議会に会長1名を置き、その選任は委員の互選による。

(会 議)

第5 〇〇地区協議会は、〇〇地区の地すべり対策の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、関係地域機関相互の連絡調整を図るため必要の都度開催する。

2 〇〇地区協議会の協議事項のうち、必要事項について新潟県地すべり連絡協議会に報告しなければならない。

(幹 事)

第6 〇〇地区協議会は円滑な運営を図るため、必要に応じ幹事を定めることができる。

2 幹事は、各委員の指揮をうけ必要な事務を処理する。

(会 費)

第7 この会議に要する経費は地域振興局関係部（上越地域振興局妙高砂防事務所を含む。）、地区振興事務所で負担するものとする。

(事務局)

第8 〇〇地区協議会の事務は、その地区の国土交通省所管地すべり防止区域を管理する地域機関が担当する。

(細部事項)

第9 この要綱に定めるもののほか〇〇地区協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

## 2 新潟県地すべり巡視業務委託要領

昭和50年4月1日  
昭和51年4月1日一部改正  
昭和54年4月1日一部改正  
昭和62年4月1日一部改正  
平成3年4月1日一部改正  
平成7年9月1日一部改正  
平成14年4月1日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成17年4月1日一部改正  
平成18年4月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成22年10月1日一部改正  
平成30年10月1日一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の趣旨を鑑み、地すべりの早期発見につとめ、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理をはかるため、地すべり防止区域の巡視業務（以下「業務」という。）を、地域防災における基礎的役割を果たす市町村長に委託して実施するものとする。また、この要領は、この業務について必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 業務は、知事が別に指定する地すべり防止区域の所在する市町村長に委託して、実施するものとする。

- 2 前項の委託については、所管地域振興局長（以下「局長」という。）が当該市町村長との間に委託契約を締結する。
- 3 委託契約は、年間契約とし、委託業務は原則として積雪等により実施が困難又は実施の効果が期待できない月を除いて、毎月実施するものとする。
- 4 委託料は、予算の範囲内において、毎年知事が定める額とする。

(委託料の内容)

第3条 委託料は、委託市町村長（以下「市町村長」という。）が業務に要する報酬、賃金又は役務費、その他これらに類する費用にあてるものとする。

(巡視員の設置)

第4条 市町村長は、業務を実施するため巡視員を設置するものとし、巡視員の数は、複数とすることができるものとする。

2 市町村長は、原則として次の各号に該当する者のうちから巡視員を選任するものとする。

- (1) 地すべりの知識、経験を有し、行動力に富み、かつ、人格円満な者
- (2) 地すべり防止区域内又はその近隣に居住する者

(巡視計画)

第5条 市町村長は、局長と協議し、地すべり防止区域の効率的な巡視計画を定めるものとする。

2 巡視計画には、巡視区域、巡視時期、巡視日数等を定めるものとする。

- (1) 巡視区域は、人家連担地を最重点とし、過去において地すべりにより人身や人命

に被害を及ぼした場所及び地すべりの発生が予測される危険区域とする。

(2) 巡視時期は、梅雨期、秋雨期、融雪期等地すべりの発生しやすい時期を優先して行うものとする。

(3) 巡視日数は少なくとも知事が別に定めた日数を確保し、必要に応じて市町村長は独自に巡視日数を追加することが出来る。

(巡視員の業務内容等)

第6条 巡視員は、巡視計画によりあらかじめ定められた担当区域を巡視し、原則として次の業務を行う。

(1) 地すべり又は地割れ、不等沈下等地すべりの発生が予測される徴候の発見

(2) 地すべり防止施設の亀裂、損傷箇所の発見

(3) 地すべり等防止法で定める制限行為に対する違反者の発見

2 巡視員は、前項各号に該当する状況を発見した場合は、その内容をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

3 巡視員は、巡視の実施報告について、巡視の月の翌月の7日までに別記様式第1号により、市町村長に報告するものとする。

4 巡視員の勤務時間は、おおむね午後をあてるものとする。

(市町村長の報告)

第7条 市町村長は第4条の規定により、巡視員を配置した場合は、遅滞なくその氏名、住所、生年月日、職業及び巡視区域を局長に報告するものとする。また、巡視員に異動があったときも同様とする。

2 市町村長は、第6条第2項の規定により、巡視員から通報を受けたときは、別表1の区分に応じ、すみやかに県の地域機関の長（以下「地域機関の長」という。）に報告するものとする。

3 市町村長は、巡視の実施状況について、巡視の月の翌月の15日までに別記様式第2号により地域機関の長に報告するものとする。

ただし、業務の的確な遂行のため、市町村長が必要と認めるときは、その都度報告するものとする。

(地域機関の長の報告)

第8条 地すべり巡視業務実施状況報告書の提出を受けた地域機関の長は、件数を集計し当月22日までに別記様式第2号により主管課長に報告するものとする。

2 年度の途中において、巡視員が変更になった旨の報告を受けた局長は、該当の市町村名、地すべり防止区域所管区分、地すべり防止区域名及び部落名並びに新旧の巡視員の氏名、新巡視員の住所、職業及び年齢を砂防課長に報告するとともに、関係の農林水産省（林野庁又は農村振興局）所管地すべり防止区域を管理する地域機関の長に通知するものとする。

なお、年度当初において市町村長が巡視員を選任した場合は、すべての巡視員についての報告及び通知をするものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定めるものとする。  
附則

この要領は、昭和50年4月1日から実施する。

附則

この要領は平成30年10月1日から実施する。ただし、改正前の別記様式第1号は、当分の間、その効力を有する。

別表1

巡視員設置区域区分	報告先
農林水産省（林野庁）所管地すべり防止区域	地域振興局にあつては林野庁所管地すべり防止区域を管理する部（新潟地域振興局津川地区振興事務所にあつては課）の長
農林水産省（農村振興局）所管地すべり防止区域	地域振興局にあつては農村振興局所管地すべり防止区域を管理する部の長
国土交通省所管地すべり防止区域	地域振興局にあつては国土交通省所管地すべり防止区域を管理する部（新潟地域振興局津川地区振興事務所及び妙高砂防事務所にあつては課）の長

(31.04.01)

## 地すべり防止区域巡視報告書（平成 年 月分）

\* 「新規」、「既発見変化有」の欄には、巡視区域内で変化の有った箇所数を個々に記入し、「状況」の欄には、その主な内容について該当するものがあれば○で囲み、なければその状況を簡潔に記載すること。

地すべり防止区域（国・林・農）

項目	巡視日・時間		日・時～時		巡視日・時間		日・時～時		巡視日・時間		日・時～時		
	天候		気温	℃	天候		気温	℃	天候		気温	℃	
	降雨		日連続	積雪	降雨		日連続	積雪	降雨		日連続	積雪	
	新規発見	既発見変化有	状況		新規発見	既発見変化有	状況		新規発見	既発見変化有	状況		
地すべりの発生		箇所	箇所	規模幅	m	長	m	箇所	箇所	規模幅	m	長	m
				被害状況						被害状況			
地すべりの兆候	地表水の変状			1 水田、溜池の水もち 2 土側溝等の漏水・浸透 3 溪流の侵食又は不安定土石の堆積				1 水田、溜池の水もち 2 土側溝等の漏水・浸透 3 溪流の侵食又は不安定土石の堆積				1 水田、溜池の水もち 2 土側溝等の漏水・浸透 3 溪流の侵食又は不安定土石の堆積	
	地下水の変状			水量の異常変化、濁り				水量の異常変化、濁り				水量の異常変化、濁り	
	地形の変状			1 兆候箇所（水田、畑、林地、原野、宅地、道路） 2 兆候の種類（亀裂、段差、陥没、隆起、傾斜）				1 兆候箇所（水田、畑、林地、原野、宅地、道路） 2 兆候の種類（亀裂、段差、陥没、隆起、傾斜）				1 兆候箇所（水田、畑、林地、原野、宅地、道路） 2 兆候の種類（亀裂、段差、陥没、隆起、傾斜）	
	住家・電柱・立木 水道管等の変状			傾動、家鳴り、根切れ音				傾動、家鳴り、根切れ音				傾動、家鳴り、根切れ音	
	その他の変状			1 鳥獣、魚類の異状行動 2 山肌の岩石剥落				1 鳥獣、魚類の異状行動 2 山肌の岩石剥落				1 鳥獣、魚類の異状行動 2 山肌の岩石剥落	
地すべり防止施設の損傷等	水路			切断、変形、漏水、閉塞				切断、変形、漏水、閉塞				切断、変形、漏水、閉塞	
	土留・護岸			亀裂、変形、転倒				亀裂、変形、転倒				亀裂、変形、転倒	
	堰堤・谷止・床固			亀裂、変形、転倒				亀裂、変形、転倒				亀裂、変形、転倒	
	集水井筒			変形、蓋、柵、鍵の損耗				変形、蓋、柵、鍵の損耗				変形、蓋、柵、鍵の損耗	
	ボーリング施設			切断、詰り、埋没				切断、詰り、埋没				切断、詰り、埋没	
	諸観測施設			破損				破損				破損	
自由記載欄													
違反行為等				1 地表水に関する行為 2 地下水に関する行為 3 切土に関する行為 4 溜池・用排水路の新設・改良				1 地表水に関する行為 2 地下水に関する行為 3 切土に関する行為 4 溜池・用排水路の新設・改良				1 地表水に関する行為 2 地下水に関する行為 3 切土に関する行為 4 溜池・用排水路の新設・改良	
市町村への通報（電話）			件		内容			市町村検印			区長確認印		

上記のとおり地すべり防止区域の巡視をしたので報告します。

平成 年 月 日

市 町 村 長 様

巡 視 員

印

地すべり巡視員実施状況報告書（平成×年×月分）

巡視する地すべり防止区域の数	箇所	巡視員実数				人	巡視延日数	日
項 目	巡視員の報告					巡視員以外からの報告	地すべりの発生状況及び処理状況	
	先月までの累計①	新規発見	既発見変化有	今月計②	累計(①+②)			
地すべりの発生	45	13	15	28	73			
地すべりの兆候	地表水の変状	13	1	1	14			
	地下水の変状	9	2	△1 4	5	14		
	地形の変状	21	2	3	5	26		
	住家・電柱・立木 水道管等の変状	3				3		
	その他の変状	0				0		
地すべり防止施設の亀裂・損傷等	水 路	7	4	2	6	13		
	土留・護岸	12	4	△3 1	2	14		
	堰堤・谷止・床固	5		1	1	6		
	集水井筒	8	1	△1	0	8		
	ボーリング施設	1				1		
	諸観測施設	1				1		
	その他の施設	0	1		1	1		
違反行為等		/	/					
巡視員からの通報（電話）		件						

よい変化の場合、「既発見変化有」の欄では別書きとし、「今月計②」の欄で差引きする。

上記のとおり実施状況を報告します。

平成 年 月 日

地域整備部、農林(水産)振興部長(林業)(農地) 様  
砂防、治山、農地建設課長 様

市 町 村 名 印  
地域振興局名 印

## 1 地すべり防止区域巡視報告書作成要領等

(1) 地すべり防止区域名

主務大臣が告示した指定地の名称を記載し、国土交通省所管は「国」、林野庁所管は「林」、農村振興局所管は「農」を○で囲むこと。

(2) 巡視年月日

実際に巡視した年月日を記載すること。

(3) 巡視時間

1日4時間とし、おおむね午後からとすること。

(4) 天 候

晴・曇・雨・みぞれ及び雪の別に記載すること。

(5) 気 温

日中で最も気温の上昇する15時に測定すること。

(6) 降 雨

巡視した日を含めて、何日間続いているか記載すること。

(7) 積 雪 深

吹きだまり等はさけ、平均的な積雪の箇所を測定すること。

(8) 地すべりの発生、地すべりの兆候、地すべり防止施設の亀裂・損傷等、違反行為等

ア 新規に発見したときは、「新規発見」の欄に、既発見に係る箇所はその後の変化の有無により「既発見変化有」の欄に箇所数を記入すること。

イ 「状況」の欄には、該当するものがあれば○で囲み、なければその状況を簡潔に記載すること。

(9) 市町村への通報（電話）

ア (8)の状況を発見したときは、その内容を速やかに市町村長へ電話等で通報すること。

ただし、既発見箇所で、その後の変化のないときはその限りではない。

イ 通報したときは、その件数と内容について記入すること。

(10) その他

ア 報告書は巡視の都度作成すること。

イ 用紙は3枚複写となっており、1枚を保管し残りの2枚を速やかに市町村長へ提出すること。

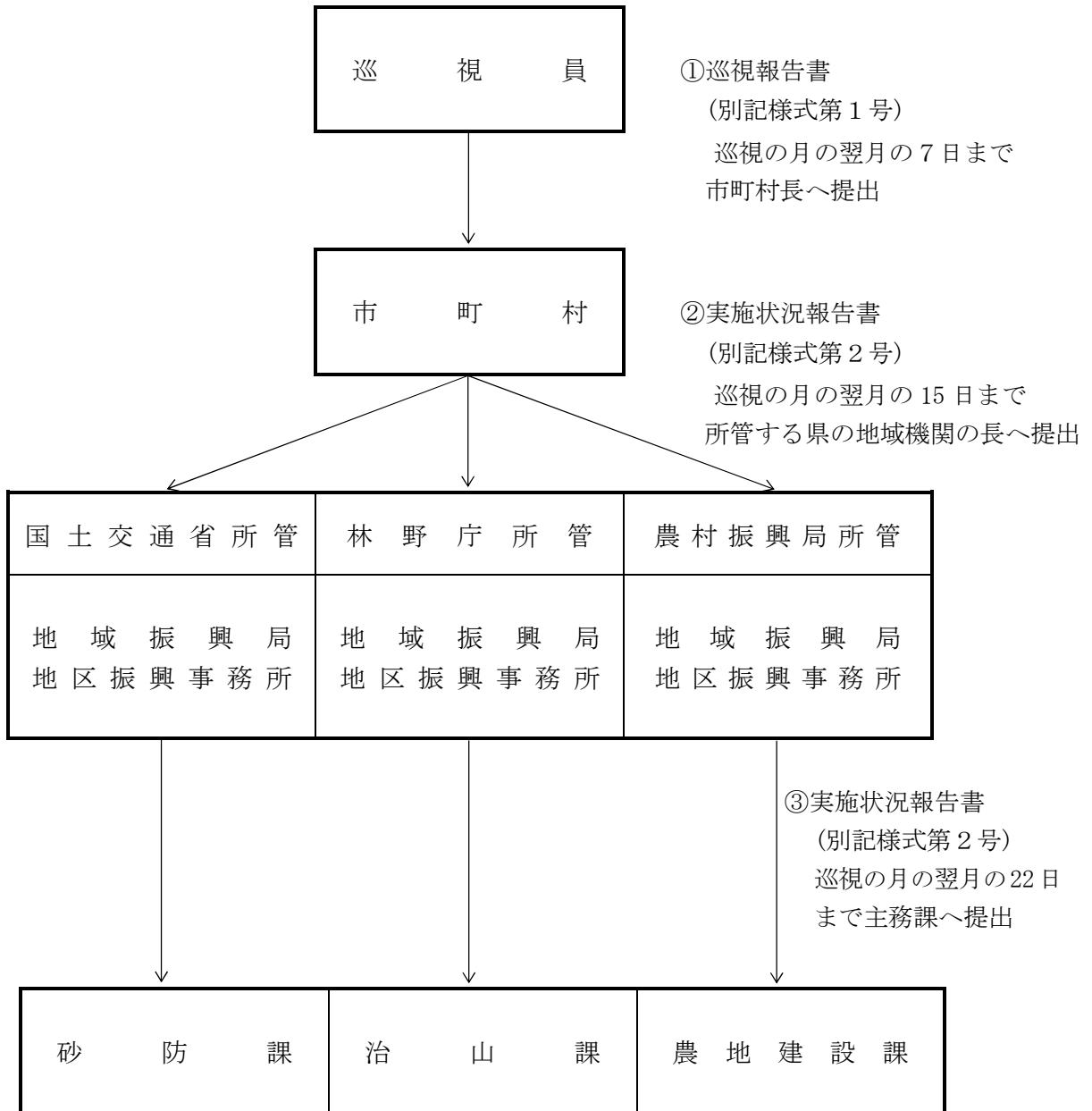
ウ 保管分については綴りとし、巡視員を退任するときは新巡視員（新巡視員の選任がない場合は市町村長）に引き継ぐこと。

ただし、3年を経過したものは、廃棄処分として差し支えないこと。

## 2 地すべり巡視業務実施状況報告書作成要領等

- (1) 巡視する地すべり防止区域の数  
巡視員を配置した区域の数を記載すること。
- (2) 巡視員実数  
巡視員の実数を記載すること。
- (3) 巡視延日数  
1ヶ月分の巡視延日数を記載すること。
- (4) 巡視員からの報告  
巡視員からの巡視報告書を集計し、該当する項目に件数を記載すること。
- (5) 巡視員以外からの報告  
巡視員以外の者の発見についての処理件数を記載すること。
- (6) 巡視員からの通報（電話）  
巡視員から通報のあった件数を集計して記載すること。
- (7) 地すべりの発生状況及び処理状況  
当該巡視月内に地すべりが発生した場合、発生年月日、区域名、その内容及び処理状況を記載すること。  
その他、特記事項があれば記載すること。
- (8) その他
  - ア この報告書は、地すべり防止区域の所管別に作成すること。
  - イ 用紙は2枚複写となっており、1枚を保管し、1枚に「地すべり防止区域巡視報告書」の写しを添付して、それぞれの地すべり防止区域を所管する県の地域機関の長（地すべり巡視業務委託要領別表1参照）へ巡視の月の翌月の15日までに提出すること。ただし、巡視員から通報を受けたときは、速やかに各地域機関の長に報告すること。
  - ウ 保管分については、年度別の綴りとし、巡視業務の参考とすること。ただし、3年を経過したものは、廃棄処分として差し支えないこと。

# 報告業務フロー図



### 3 関連通知

#### 新潟県地すべり連絡協議会の委員会決定事項について

（昭和45年3月30日 砂第146号  
支庁長、事務所長あて  
総務部長 農林部長、農地部長、土木部長）

昭和45年3月6日開催いたしました新潟県地すべり連絡協議会委員会において下記事項について決定いたしましたので、今後の事務運営に支障のないよう願います。

#### 記

##### 1 地すべり防止区域の指定促進について

最近の地すべり被害報告によると、地すべり防止区域としていまだ指定されていない個所に地すべりが発生している場合が数多く見受けられるので、この際未指定区域の指定促進を図りたい。従って、各地区内の地すべり危険個所（過去に地すべりを起こした個所及び現在地すべり地として把握している個所）で未指定の個所については、早急にすべてを指定するよう努めること。

##### 2 地すべり防止区域の指定手順について

このことについて、従来昭和43年2月26日付砂第77号による通知により、所管事務所（林業事務所、農地事務所、土木（砂防）事務所）において、あらかじめ所管区分を決め正式の申請書を作成し、各事務所協議のうえ県主務課へ提出して各主務課で協議を行ってきたところであるが、地すべり防止区域の範囲決定並びに所管区分の決定については問題があるので今後は新潟県地すべり協議会委員会又は幹事会で、地すべり防止区域の範囲、所管区分を決定する。その後、所管の事務所より正式手続きをとることとした。

従って、地すべり防止区域の範囲及び所管区分の決定のための手順としては、各地区連絡協議会において、各出先機関よりの申し出及び市町村よりの要望等を取りまとめるのうえ、委員長あて地すべり防止区域指定の意見を具申することとした。

意見具申の様式は別記のとおりとし、県連絡協議会委員長は土木部長に決定した。

##### 3 立退き指示について

地すべりが発生し、地すべり防止区域内の家屋に著しく危険が切迫した場合の立退き指示は、従来文書をもって行っておったが、今後は地区協議会において早急に現地協議をし、所管区分により

所管事務所長名で口頭により指示をすることとした。

立退き指示を行った場合は、所轄警察署長にその旨通知するとともに文書により県主務課へ報告するものとする。

住宅移転補助申請の場合は、県へ報告した写を添付するものとする。

また、危険が遠のいたと判断される場合には、立退き指示の解除をすること。

地すべり防止区域外（未指定箇所）で地すべり災害等により立退き指示をするときは、市町村長、警察官の指示（別紙参照）によること。なお、その旨を県主務課へ報告すること。

#### 4 地すべり防止区域指定申請のための協議について（通知）

（昭和43年2月26日付砂第77号）は廃止する。

#### 5 地すべり防止区域内における災害について、地すべり等による災害復旧については、積極的に提案し、出来得る限り採択するべく努力すること。

（災害種目）

河川、海岸、砂防、道路、橋梁、農地、農業用施設、林地荒廃施設、林道、公立学校施設、公営住宅、保護施設等

(別 記)

## 地すべり防止区域の指定について（意見具申）

〇〇地区連絡協議会において、昭和〇〇年〇月〇日協議の結果下記地すべりは、防止区域として指定されるよう具申いたします。

記

- 1 地すべり区域名
- 2 所在地  
市 町 大字 字  
郡 村
- 3 面積（概算）  
ha  
内訳 田 ha 畑 ha  
山林 ha 原野 ha  
その他 ha
- 4 地すべりの概況
- 5 その他  
(1) 地区協議会の所管区分に対する意見  
(2) その理由

昭和 年 月 日

地すべり〇〇地区連絡協議会長

〇〇〇〇事務所長 氏 名 印

新潟県地すべり連絡協議会委員長 殿

(注) 地すべりの概況欄は次の要領により記載すること。

- 1 昭和 年地すべり発生  
被害内訳 人家 戸  
田畑 ha  
山林 ha  
その他 ha
- 2 その後現在まで毎年〇〇cm 移動している。
- 3 砂防指定地、保安林、保安施設等の有無（隣接区域を含む。）
- 4 治山施設、砂防施設等の設置状況
- 5 土地改良事業（実施中のもの）、土地改良事業計画の有無

## 新潟県地すべり地区連絡協議会の運用強化について

（昭和50年9月4日 砂第311号  
支庁長、事務所長あて  
総務部長、農林部長、農地部長、土木部長）

地すべり対策の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、地すべり地域における支庁並びに農林、農地、土木の出先機関相互の連絡調整を図るため、昭和44年度から新潟県地すべり地区協議会を設置し、これの運用によって事務を推進し、多くの成果を収めているところであります。

しかしながら、地すべり防止区域として指定されていない地域にすべりが発生した場合の連絡等について、県出先機関における当面の窓口が明確になっていない向きもあり、地元市町村及び関係住民からの連絡等に際し、その対応が必ずしも十分であるとはいえない状況にあります。

については、今後下記により取り扱うこととし、いやしくも県出先機関の内部調整の不十分によって地元市町村及び関係住民からの連絡等に支障をきたし、迷惑の生ずることのないよう運用に万全を期してください。

### 記

- (1) 所管区分が決まっている地すべり防止区域内の地すべりについては、それぞれの地すべり防止区域の管理者が窓口となるものであること。
- (2) 所管区分が決まっていない未指定地における地すべりについては、地すべり地区協議会の事務局である土木事務所を窓口とし、土木事務所は必要に応じて、地すべり地区協議会又は地区協議会構成機関の担当者会議等を早急に開催して所管区分、災害復旧、対策工事等の担当機関を協議決定すること。
- (3) 市町村及び地元住民等が地すべりに関する事項について、県の出先機関に連絡又は照会等をするに際し、所管事務所が不明な場合は、土木事務所担当（窓口）に連絡するよう管内市町村に周知徹底すること。

## 新潟県地すべり巡視員廃止基準の制定について

昭54年7月17日 砂第238号、  
治第1048号、農建第666号  
土木（砂防）事務所長、  
林業事務所長、農地事務所長あて  
土木部長、農林水産部長、農地部長

地すべり防止区域の定期的な巡視のため、昭和50年4月1日に「新潟県地すべり巡視業務委託要領」を定め、「巡視員設置基準（別紙）」に基づき危険度の比較的高い順位により市町村に委託をし、現在157人の巡視員を設置していますが、今後も設置基準に該当する区域が想定され、更に増員が必要な状況にあります。しかしながら、毎年度増員を続けることは予算上の制約もありますので、地すべり防止工事により危険度が低くなると判断される区域の巡視員を廃止することで対応するものとし、下記による「廃止基準」を定めたので通知します。

### 記

- 1 地すべり防止工事の概成後3か年の観測（地下水位の変化、地すべり移動量及び歪計観測）で異常のない場合、3か年目の翌年度から巡視員の設置を廃止する。
- 2 巡視員の廃止後地すべり等の異常が生じた場合には、巡視員の再設置を考慮する。

(参考)

## 用語の定義

地すべり防止工事の概成	地すべり等防止法第9条の規定による基本計画のおおむね80%を完成した時点で、地下水位の変化、地すべり移動量及び歪計観測により、地すべり計画安全率がおおむね1.15以上のもと判断された場合をいう。
地すべり計画安全率	地すべり発生前あるいは発生中の安全率を1.00～0.95に仮定し、対策工事によって引き上げられる数値をいう。 一般に計画安全率の目標は、1.20～1.30としている。

別紙

## 地すべり巡視員設置基準

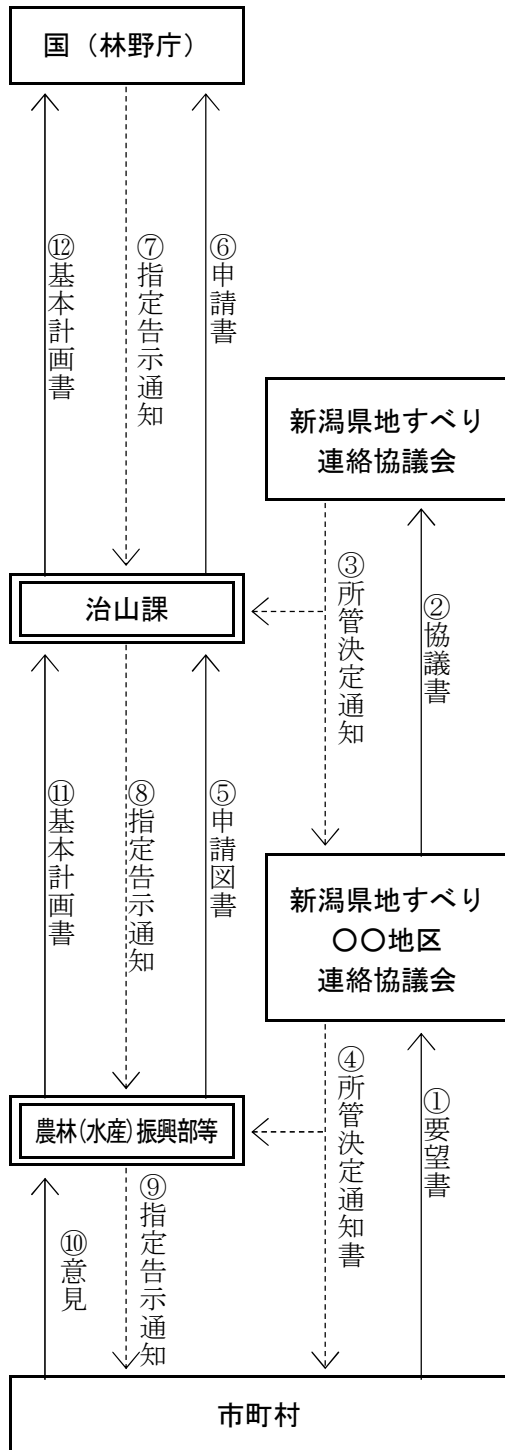
人家15戸以上の地すべり指定地で、次のいずれかに該当する区域に巡視員を設置する。

記

- 1 過去において人身人命事故のあった区域
- 2 地形地質的に地すべり発生の危険性の大きい区域

## 4 地すべり防止区域指定申請の手引き

### 1 地すべり防止区域指定申請手続一覧表



	手続内容	提出元	提出先
①	要望書	市町村等	地区協議会
②	協議書 意見具申	地区協議会	県協議会
③	所管決定 通知	県協議会	地区協議会・治山課
④	所管決定 通知	地区協議会	市町村・ 農林(水産)振興部等
⑤	申請図書	農林(水産)振興部等	治山課
⑥	申請書	治山課	国
⑦	指定告示 通知	国	治山課
⑧	指定告示 通知	治山課	農林(水産)振興部等
⑨	指定告示 通知	農林(水産)振興部等	市町村
⑩	基本計画に 対する意見	市町村	農林(水産)振興部等
⑪	基本計画書	農林(水産)振興部等	治山課
⑫	基本計画書	治山課	国

## 2 地すべり防止区域の指定に関する留意事項

### (1) 指定方針

地すべり地域については、地すべり防止工事の実施のみならず、施設の管理、区域内における行為の制限等を一体的に実施することにより、地すべり被害の除去・軽減を図る必要があることから、明らかに地すべり活動による被災地については、一般治山事業の計画地を含め積極的に地すべり防止区域に指定して地すべり防止事業で対応すること。

### (2) 指定基準

地すべり防止区域に指定することができる要件については、地すべり防止区域指定基準（昭54.4.3林野治第931号、以下「指定基準」）による。

### (3) 所管区分

地すべり防止区域の所管区分の調整にあたっては、地すべり等防止法第51条によるものとし、以下の点に留意すること。

ア 指定しようとする区域内に保安林、保安施設地区が存する場合は、原則として、その規模の大小にかかわらず林野庁所管とすること。

イ 上記アの場合において、当該区域内に砂防指定地等が併存する場合、保安林等の現況を踏まえ、今後とも保安施設事業の実施が必要と判断される場合については、原則として林野庁所管とすること。

ウ 第51条の「保安林、保安施設地区に準ずべき森林又は原野その他の土地」とは、保安林予定森林または保安林、保安施設地区の指定が確実な地域をいうか、それ以外の地域であっても、指定しようとする区域の過半（50%以上）が森林又は原野であるもの、主たる地すべり活動を呈している地域が森林又は原野であるものをいう。

エ 上記ウの場合であっても、その区域内で保安林等が未指定の場合は、林野庁所管の防止区域として申請できないので留意すること。

オ 上記ア～ウの場合または以下（ア）～（ウ）の場合でありながら、何らかの理由により他所管で指定しようとするときは、林野庁と事前に協議する必要があるため、地区協議会で方針が決定される以前に治山課に連絡すること。

（ア）区域内に山地災害危険地区、治山施設がある場合

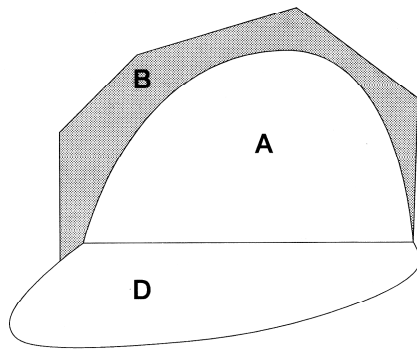
（イ）既存の林野庁所管地すべり防止区域が隣接又は近接する場合

（ウ）区域内に国有林が存する場合

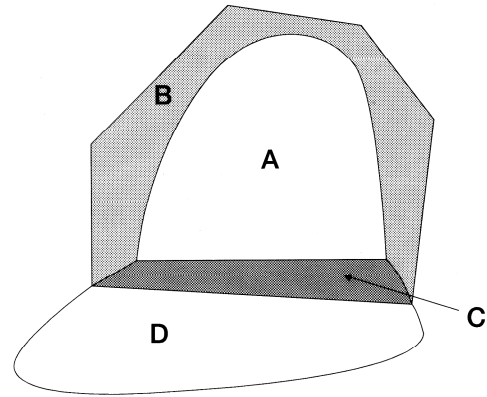
(4) 指定範囲

地すべり防止区域に指定することができる範囲は、法第3条第1項および第2項の通りとし、下記により必要最小限の範囲を指定すること。

図－1



図－2



〈地すべり地域〉…指定可

**A**＝地すべり区域：現に地すべりしている又はその恐れのをきわめて大きい区域

**B**＝隣接する地域：地すべり区域の地すべりを誘発・助長する恐れのある区域

〈被害区域〉

**C**＝地すべり地域内にある被害区域…指定可

**D**＝地すべり地域外にある被害区域…指定不可

図－1：地すべり地域と隣接する区域を合わせた区域（地すべり地域）であって、公共の利害に密接な関連を有する（指定基準を満たす）ものを地すべり防止区域に指定できる。

図－2：被害区域のうち地すべり地域の外にある区域＝Dについては、地すべり発生の素因・誘因を有しない土地であり、法に基づく行為制限行うべき公共性がないと判断されることから、地すべり区域に含まれず地すべり防止区域の指定はできない。

#### (5) 指定区域界の設定

区域の指定は原則として標柱指定または座標指定とし、その表示、表現方法については下記点に留意すること。

ア 指定区域界は、原則として標柱または座標間を結ぶ直線で標示すること。

イ 標柱または座標間を曲線によって区域界とする（「至る線」で表現する場合）ことができるものは、町村・字界、道界、水界等の“法務局備え付けの土地登記簿付図（公図）上で表示されているもの”に限る。

ただし、例外的に地すべり防止区域、砂防指定地等の告示によってその範囲が明確なものについては、区域界の根拠とすることができる。なお、この場合は当該指定地の告示文写しを申請書に添付すること。

（注）従来、区域界の表現に使用されていた「峰」、「谷」等は、今後一切認められないので留意すること。

ウ 指定後の隣接区域の管理区分を明確にし、区域の一体的管理が円滑に図られるよう、当該地すべり地域の範囲と土地利用の状況や自然地形等を考慮して指定区域界を設定すること。

エ 既指定地と近接する場合、重複しないようその範囲を正確に把握し、また、既指定地との間に狭小な余地を残さないよう配慮する。

#### (6) 砂防指定地との重複

砂防指定地は必要に応じて林野庁所管の防止区域に重複させることができる。ただし、この場合は関係機関と事前協議が必要となるため、事前に治山課へ連絡すること。

#### (7) 追加指定

要指定地内の地すべりブロックが既指定地にまたがる場合には、一体的な対策を講じる必要があるため追加指定とすることができる。

なお、この場合は既指定地域において条件を満たしているため、指定基準に定める要件を満足しなくても良い。

#### (8) 指定申請の期限

地すべり防止事業計画箇所で防止区域が未指定の箇所については、事業実施の前年度中に申請手続きを完了（林野庁提出）すること。

また、災害関連緊急地すべり防止事業計画箇所で防止区域が未指定の箇所については、事業実施年度内に指定決定されることが必要であるため、早急に指定手続きを行うこと。

#### (9) 保安林・保安施設地区指定

保安林および保安施設地区が未指定の場合は、地すべり防止区域の指定申請時点において保安林等の指定が確実となることが必要であるため、保安林等の指定手続きを先行して行うこと。

なお、保安林指定申請中（指定調書提出済み）をもって地すべり防止区域の指定申請ができるものとするが、地すべり防止区域の指定告示は保安林指定の予定告示後となるので留意すること。

### 3 地すべり防止区域指定申請関係書類一覧

- (1) 地すべり防止区域指定申請書（農林水産大臣宛鏡文）…〔様式1〕
- (2) 地すべり防止区域県内協議書（土木部長・農地部長）…〔様式2〕
- (3) 地すべり防止区域指定申請書（治山課長宛鏡文）…〔様式3〕
- (4) 地すべり防止区域指定申請図書
  - ア 表紙…〔様式4〕
  - イ 地すべり防止区域指定理由書…〔様式5〕
  - ウ 地すべり防止区域要指定土地調…〔様式6〕
  - エ 地すべり防止区域の箇所別概況調…〔様式7〕
  - オ 位置図
  - カ 地形図（平面図、地目図、字切図）
  - キ 地すべり状況を把握し得る写真
  - ク 参考資料
    - (ア) 座標一覧（座標指定の場合）
    - (イ) 地すべり防止区域指定台帳写し（隣接及び追加指定の場合）
    - (ウ) 保安林台帳写し（申請中の場合は保安林指定申請書写し）
    - (エ) 砂防指定地告示文写し（隣接及び重複の場合）
    - (オ) 地番図（土地登記簿謄本付図）
    - (カ) その他関係協議書（指定依頼書、承諾書）

- (注) 1 地域機関から治山課長に提出する書類は上記(3)以下とする。  
2 上記(4)「申請図書」の治山課長への提出部数は2部とする。

#### 4 様式と記載上の注意事項

##### (1) 地すべり防止区域指定申請書〔様式1〕

治 第 号  
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○ 様

新潟県知事 ○○○○ 印

### 地すべり防止区域の指定について

このことについて、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 地すべり防止区域指定理由書
2. 地すべり防止区域要指定土地調
3. 地すべり地域の箇所別概況調
4. 地すべり防止区域を示す位置図
5. 地すべり防止区域を示す地形図及び字切図（土地利用図を含む）
6. 地すべりの状況を把握し得る写真
7. その他 参考となる資料  
農地、土木部（課）との合議文書（写）  
座標一覧（座標指定の場合）  
地すべり防止区域指定台帳（写）（追加指定の場合）  
その他の事業指定区域と重複又は隣接する場合その告示文（写）

(2) 地すべり防止区域県内協議書〔様式2〕

<h3>地すべり防止区域県内協議書</h3>				
			治 第            号 年            月            日	
			農林水産部長 印 土 木 部 長 印 農 地 部 長 印	
<h4>地すべり防止区域の指定について</h4>				
<p>このことについて協議した結果、下記地区は地すべり等防止法第51条第1項の規定により農林水産大臣（林野庁）所管として指定することに異議ありません。</p>				
記				
順位	区域名	所 在 地	面 積	備 考

(3) 地すべり防止区域指定申請書〔様式3〕

		治 第            号 年            月            日
治山課長様		農林(水産)振興部長
<h4>地すべり防止区域の指定申請書の提出について</h4>		
<p>年    月    日付け 第    号で所管決定通知があった下記箇所について、別紙の通り指定申請書を作成したので提出します。</p>		
記		
1. 指定申請箇所		
(1) 区 域 名 :		
(2) 面    積 :            ha		
(3) 所 在 地 :		
2. 提出部数            2部		

(4) 地すべり防止区域指定申請図書

ア 表紙〔様式4〕

〇〇年度				
地すべり防止区域指定申請書				
新潟県	郡	市町村	大字	地内
地すべり防止区域名： <small>ふりがな</small> 〇〇				
				新潟県

イ 地すべり防止区域指定理由書〔様式5〕

地すべり防止区域指定理由書

新潟県

地すべり防止区域名	郡市町村 大字 字	要指定面積	指定する必要があると認められる理由の概要	区分記号	備考
		ha			

記入上の注意

- 1 地すべり防止区域名は、一般に云われる呼称名を記入すること。
- 2 所在地は、申請地域内に存する全ての大字名、字名を記入すること。※座標指定については、大字までの記載とすること。
- 3 要指定面積は、実測面積による単位以下2位まで記入すること。
- 4 指定する必要があると認められる理由の概要については、指定基準第〇項第〇号に該当するかを記入し、その理由を簡略に付記すること。
- 5 区分記号は、当該地すべり防止区域が次の法律によって指定された地域、地帯に該当する場合は下記の記号を記入すること。なお、2以上の法律の適用を受けている場合は、それぞれ記入すること。

記号	特 殊 立 法 名
離	離島振興法
特	特殊土壌地帯災害防除および振興臨時措置法
豪	豪雪地帯対策特別措置法
台	台風常襲地帯における災害防除に関する特別措置法

- 6 他事業（砂防指定地、土地改良事業施行地等）と関係のある地区については、申請書を提出する際に、林野庁所管として指定することについての了解があることを原則とするが、協議中のものについては、その見通しについて備考欄に記入すること。
- 7 区域の追加指定であれば、その旨備考欄に記入すること。

ウ 地すべり防止区域要指定土地調〔様式6〕

(ア) 地番・標柱による指定の場合

地域 番号	地すべり 防止区域名	郡市	町村	大字	字	地番等	備考
						次に掲げる土地に存する標柱 1号から○号までを順次結んだ線及び標柱○号と1号を結んだ線に囲まれた区域	
						地番	標柱番号

(イ) 緯度及び経度による指定の場合

地域 番号	地すべり 防止区域名	郡市	町村	大字	字	地番等	備考
						〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇、 同町大字〇〇の区域内の土地のうち、次の1点から○点までを順次結んだ線及び○点と1点を結んだ線に囲まれた区域 (別添「座標一覧」のとおり)	

記入上の注意

- 1 地番欄及び標柱番号欄には、地番及びその地番に存する標柱の番号を記入すること。※座標指定については、大字までの記入とする。
- 2 地すべり地域を明示した地形図及び字切図については、標柱番号又は座標値及びその位置を明確に記入すること。標柱番号又は座標値の記入順序は、原則として河川下流端で右回りとする。なお、字切図が数枚になる場合は相互の接続を完全にし、地域を把握できるよう総括図を添付すること。

エ 地すべり防止区域の箇所別概況調〔様式7〕

(ア) 地すべり防止区域及び所在地

地すべり地域名	
森 林 区	
所 在 地	郡市町村 大字 字
流 域	川支流 川支溪

(イ) 地すべり現況

地 質 ・ 地 形		地すべり地の傾斜	頭部 中位部 末端部
地質形式による分類		地すべり推定深度	m
運動形式による分類		河川溪流に流入する 土 砂 推 定 量	m <sup>3</sup>
運 動 状 況	現在		
	過去		

記入上の注意

- 1 地質形式による分類は、第三紀層地すべり、破碎帯地すべり又は温泉地すべりに区分すること。
- 2 運動形式による分類は、慢性型又は急性型に区分すること。
- 3 河川、溪流へ流入する土砂量は、河川、溪流へ流入する可能性のある土砂量を面積又は深度より推定すること。

(ウ) 地すべり地の土地現況

区 分		林地		耕地		原野	宅地	その他	合計
		国有林	民有林	田	畑				
地すべり地域	地すべり区域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	隣接する地域								
	計								
被害区域	地すべり地域内								
	地すべり地域外								
	計								

記入上の注意

- 1 面積は、小数点以下2位まで記入すること。
- 2 地すべり地域について、隣接する地域が特に明確に区分できない場合は、地すべり区域に一括記入すること。
- 3 被害区域は、直接被害を受ける区域の面積を記入すること。

(エ) 地すべり地の施設現況

区分		公 共 施 設			家 屋		建 築 物					その他	
		道路	橋梁	鉄道	住宅	その他	学校	病院	官公署	工場	神社 仏閣		その他
地すべり地域	地すべり 区 域	区分 幅員 m 延長 m	区分 幅員 m 延長 m	区分 延長 m	戸 ha	棟 ha	区分 棟 ha	区分 棟 ha	区分 棟 ha	棟 ha	棟 ha	区分 棟 ha	
	隣接する 地 域												
	計												
被害区域	地すべり 地 域 内												
	地すべり 地 域 外												
	計												

3-2-28

記入上の注意

- 1 地すべり地域について、隣接する地域が特に明確に区分修正できない場合は、地すべり区域に一括記入すること。
- 2 被害区域は、直接被害を受ける区域を記入すること。
- 3 各施設についての区分は、県道（県）、私鉄（私）、小学校（小）、国立病院（国）、村役場（役）のように記号で記入すること。

(オ) 既設の地すべり防止施設

工種	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工年月日	砂防指定地、保安林、保安施設地区の内外の別	備考

記入上の注意

この表には建設関係（国土交通省、県土木部、市町村土木関係）、林野関係（林野庁、県治山課、市町村林務関係）、農地関係（農村振興局、県農地部、市町村農地関係）その他に区分しもなく記入すること。

(カ) 今後の地すべり防止計画

地すべり防止区域面積		立退勧告家屋	戸（ ha）
地すべり防止工事基本計画の概要			
関連事業計画の概要			

記入上の注意

地すべり防止工事基本計画の概要には対策工の工種・構造・数量を記入すること。

(キ) その他の事業との関連

保安林又は保安施設地区との重複関係	
砂防指定地との重複関係	
河川、港湾、漁港区域との重複関係	
その他の区域等との重複関係	
その他参考事項	

記入上の注意

- 1 その他の区域等との重複関係は、当該地すべり防止区域と他法令との重複関係を調査するものであり、土地改良事業、保護牧野、港湾隣接地域、漁港、鉱業、採石、鉄道用地、軌道用地及び飛行場、発送変電施設及び電源開発等との関係を記入すること。
- 2 この表は法第51条による所管区分を明確にするものであり、所管協議をする上で重要な事項であることから、重複する対象の種別、名称、重複する面積・数量・保安林等についてもれなく記載し、該当がない場合は必ず「なし」と記入すること。
- 3 地すべり指定区域と砂防指定地、保安林、保安施設地区等とが重複又は隣接する場合には当該砂防指定地等の範囲を地形図上に明示するとともに、告示文（写）を添付すること。

## オ 位置図

- (ア) 国土地理院発行の50,000分の1地形図（A4版）に申請区域及び近接する地すべり防止区域を別添【参考2】により正確に図示し、地区名、面積及び凡例を記入すること。記入の際は、白紙に記入し貼り付ける等、不明瞭にならないよう留意すること。
- (イ) 既指定区域の記入範囲は、申請区域を中心に半径3kmの円（赤色）を明記し、その円を包括する程度の範囲を表示すること。

## カ 地形図

### (ア) 平面図

- ① 1,000分の1から5,000分の1地形図に、必要事項を【参考2】により正確に記載すること。
- ② 図面の大きさは、地目図、地番図、字切図と揃えること。（A0版からA2版）
- ③ 縮尺については、地目図、字切図と揃えること。
- ④ 既指定区域については、所管区分、区域名、告示番号、告示年月日明記すること。
- ⑤ 砂防指定地、保安林については、告示番号、告示年月日を明記すること。

### (イ) 地目図

- ① 1,000分の1から5,000分の1地形図に、申請区域内の地目および必要事項を【参考2】により記載すること。
- ② 地目は現況で判断されるものとする。
- ③ 治山施設がある場合は、工種が判別できるよう記載し、施行年度を明記すること。  
（着色は不要）

### (ウ) 地番図

- ① 告示文の内容確認のため、平面とは別に法務局備え付け土地登記簿付図（公図）の写しを作成すること。
- ② 図面は無理に接合する必要はなく、各図面の配置がわかるよう整理する。また、縮尺は任意に変更して良い。
- ③ 表示内容は平面図と同様に標柱または座標位置、申請区域、指定に関連性（内包、隣接）のある保安林、砂防指定地等とすること。
- ④ 指定範囲が地番図だけで把握できるよう、図面上に表示すること。特に、法指定区域や境界と接する場合の標柱または座標位置に留意すること。

### (エ) 字切図

- ① 1,000分の1から5,000分の1地形図に、平面図と同様に標柱または座標位置、申請区域、被害区域、大字界、字界を正確に記載すること。
- ② 字界については、字ごとに着色（任意）し、字が区分できるよう明記すること。

## キ 写 真

### (ア) 全景写真

区域全体の状況がわかる航空写真または遠景写真とし、写真上に区域を明示すること。

### (イ) 箇所別写真

- ① 原則として、各地すべりブロックに対して1枚以上の箇所状況写真とする。
- ② 被災状況、変状状況、浸食状況等が明確に判別できる写真の添付し、必要に応じて写真上に白書き等で表現する。また、写真の下に写真番号、地すべりブロック概況等の説明を付記すること。
- ③ 指定する区域の理由にあった状況写真を必ず添付すること。

### (ウ) 既設構造物の写真

治山施設構造物および他所施設構造物がある場合はその写真を添付し、実施年度、事業名を付記すること。

### (エ) 対象の写真

指定目的に応じた保全対象の写真を添付すること。

### (オ) 他事業地区等の写真

重複する保安施設、砂防指定地がある場合は、その状況がわかる写真を添付すること。また、申請区域内に農地が含まれている場合は、地すべり防止区域に含める必要性がわかる写真を添付すること。

### (カ) 地すべり防止区域付近概況図及び写真撮影箇所

写真の撮影位置と方向を示した見取り図とし、【参考2】により作成すること。

## ク 参考資料

### (ア) 座標一覧 (座標指定の場合)

座標一覧

点	北緯	東経
1	12° 34′ 56.7891	12° 34′ 56.7891
2	.....	.....

### (イ) 地すべり防止区域指定台帳写し (隣接及び追加指定の場合)

### (ウ) 保安林台帳写し (申請中の場合は保安林指定申請書写し)

### (エ) 砂防指定地告示分写し (隣接及び重複の場合)

### (オ) 地番図 (土地登記簿謄本付図)

### (カ) その他関係協議書 (指定依頼書、承諾書)

- ① 申請区域内に発送変電施設、鉱山、重要鉱業施設、電源開発地点等が含まれる場合は、所有法人に対して協議し、指定依頼書と承諾書を添付すること。なお、上記の協議依頼者は県とすること (市町村長ではないことに注意)。
- ② 申請区域内に港湾隣接地区、鉄道用地、軌道用地、飛行場が含まれる場合は、申請前に林野庁経由で国土交通省と協議すること。
- ③ 電力会社との協議については、同意書、位置図 (国土地理院発行の1/2万5千分の1地形図で鉄塔位置及び基数がわかるよう表記)、平面図 (1/5千分の1地形図に鉄塔NO.、始点・終点の変電所名、送電線の名称、鉄塔所在地の地番を表記)、鉄塔付近の過去の災害歴を添付すること。

【参考1】地すべり防止区域の表示方法（座標指定の場合、標柱○号を○点と読み替える。）

## 1 区域を囲む場合

### (1) 標 柱

- ア 連続する標柱を直線で結ぶ場合：「標柱1号と標柱2号を結んだ線」
- イ 複数の標柱を直線で結ぶ場合：「標柱○号から標柱○号までを順次結んだ線」
- ウ 連続する2標柱を曲線で結ぶ場合：「標柱1号から○に沿って標柱2号に至る線」
- エ 複数の標柱を曲線で結ぶ場合：「標柱○号から○に沿って順次標柱○号に至る線」

(2) 行政区界：「標柱1号から○○郡（市町村、字）界に沿って標柱2号に至る線」

(3) 河 川：「標柱1号から○○川左岸官民地境界に沿って～」

(4) 道 路：「標柱1号から国（県、市町村）道に沿って～」

※ 未登記の農道、林道等は不可

(5) 鉄 道：「標柱1号から東日本旅客鉄道株式会社用地界に沿って～」

(6) 国 有 林：「標柱1号から○○国有林界に沿って～」

(7) 砂防指定地：「標柱1号から○○川砂防指定地（平成○年○月○日国土交通省告示第○号）境界線に沿って～」

(8) 既指定区域

ア 追加指定の場合：「標柱1号から既指定区域の境界線に沿って～」

イ 追加指定以外の場合：「標柱1号から○○地すべり防止区域（平成○年○月○日農林水産省告示第○号）境界線に沿って～」

## 2 区域から除く場合

(1) 「標柱1号から○道（上部○メートルを除く）に沿って～」

(2) 「～に囲まれた区域（○○川河川区域を除く）」

(3) 「～に囲まれた区域（ただし既指定区域を除く）」

## 3 そ の 他

(1) 標柱番号は1号から始め、河川下流端より右回りで順次番号を記入する。また、既指定区域の標柱を共用するものについてはその旨を表記すること。

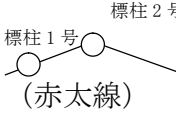



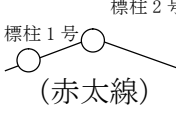
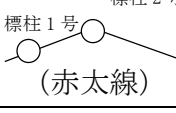
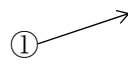

：先頭標柱 「標柱○号（○○地すべり防止区域（平成○年○月○日農林水産省告示第○○号）標柱○号）」

：次号以降標柱「標柱○号（○○地すべり防止区域標柱○号）」

(2) 区域表現の最終標柱番号は標柱1号とすること。

：「次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号を順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域」

【参考2】記載方法一覧表（座標指定の場合、標柱○号を○点と読み替える。）

	事 項	色彩・記号	事 項	色彩・記号	事 項	色彩・記号
位置図	申請区域	赤色ハッチ	林野庁所管指定地	緑色ぼかし	国土交通省所管指定地	赤色ぼかし
	農林振興局所管指定地	茶色ぼかし	地区名、面積	白紙に記入張り付け	(位置図)	(国土地理院発行1/5万地形図)
平面図	申請区域	 標柱1号 標柱2号 (赤太線)	地すべり区域	黒太一点鎖線	隣接する地域	黄色ぼかし
	被害区域	赤線ハッチ	砂防指定地	青色ぼかし	隣接する地すべり防止指定区域	位置図に準ずる
	指定地の地区名、面積、所管区分、告示番号、告示年月日	白紙に記入張り付け	保安林、保安施設地区	オレンジ色ハッチ	国有林	茶色ぼかし
	市町村界	黒太線	大字界	黒細線	字界	点線
	地すべり移動方向	赤太矢印 	地すべりクラック		方位	
	(平面図)	(1,000分の1から5,000分の1)				
地目図	申請区域	 標柱1号 標柱2号 (赤太線)	林地	緑色ぼかし	水田	青色ぼかし
	畑地	茶色ぼかし	原野	黄色ぼかし	その他	紫色ぼかし
	人家	黒色	公共施設	赤色 (名称明記)	道路	茶色 (名称明記)
	橋梁	橋を記入し 青色	鉄道	黒色	溜池、水路	溜池(水)を記入し 青色ぼかし
	(地目図)	(1,000分の1から5,000分の1)				
概況図及び写真撮影箇所	申請区域	 標柱1号 標柱2号 (赤太線)	写真撮影位置・方向		方位	
	(見取図)	(A4判)	地すべり区域	